

○議長（山須田清一君）：日程第5、これより一般質問を行います。

通告の順に従い発言を許します。

7番、山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：おはようございます。それでは通告に従い一般質問をさせていただきます。

1項目3点についてお伺いいたします。

観光振興についてですが、以前の定例会でも質問したことがあります。今回は視点を変えて質問したいと思います。漠然と観光振興と言っても、観光に対する概念は様々なものがあると思います。よく言われる観光振興の目標に掲げるのは観光客数の増加のみであり、明確に地域の活性化、つまり、地域の潤いを掲げる自治体は、まだまだ少ないと考えています。単に、観光客の増減に一喜一憂しているのが現状であります。観光客数の増加は一つの指標であるものの、本来の目標は、そこではないはずです。

最初の質問ですが、観光振興は、今や多くの自治体で地域活性化のキーワードとなりつつあります。観光は世界最大の産業とも言われていますが、観光振興の取り組みを地域の潤いに繋げていくことは、行政の役割であると考えます。本村は、今年の行政執行方針に掲げているように、観光を第3の基幹産業と位置付け、真の意味での基幹産業となり得るよう、現在、その取り組みが進行中ではありますが、村長は、現在までの本村の観光振興について、どのような評価をされているのか。また、将来の観光振興による地域の潤いを、どのような形で実現しようとしているのか、まずはお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。本年度、猿払村は開村90周年を迎えております。御存じのように90年前、当時のですね、水資源、ホタテ、シャケなどの漁業とですね、森林伐採等による林業により、この村は誕生いたしました。その後、国の政策もございましてですね、林業は衰退いたしまして、一方、戦後の経済発展もあり、エネルギー問題で石炭が注目され、石炭業が栄えですね、昭和30年頃には、人口としては猿払村

は絶頂期を迎えるわけでございます。その後、エネルギーの資源の変化等もございまして、石炭は衰退し、また、議員も御存じのように漁業の資源も一時、枯渇いたしました。その後、復活したという経過がございます。

また、その後、国の振興策もございまして、昭和40年代以降は酪農も順調に推移いたしましてですね、今、猿払村は水産業と酪農業、二つの基幹産業を中心とする村となっております。その産業基盤をさらに発展させるために、第3の産業として観光業に力を、私は注いできたつもりでございます。

先ほど申し上げたとおり、一つの産業にも栄枯盛衰がございます。そしてまた、一つの産業が定着するにも、時間が必要かとも思います。スピードは遅いかもかもしれませんが、少しずつですね、観光振興が進んでいると評価しております。しかし、一つの産業を定着させるには、時間も必要であります。

さて、数年前までは観光振興への取り組みは、主としてですね、村を挙げての観光まつりが、猿払観光をPRする場となっていたように思います。しかしながら昨今は、観光協会、各種団体及び村がタッグを組みながらですね、道の駅まつりや、昼市（ひるいち）。先週の土曜日にも開催されたようでありませうけれども、このような昼市などを始めとする小さなイベントの実施。他地域への物産展への出展や、北宗谷広域観光推進協議会との観光客誘致活動の展開及び、メディアへの積極的な出演などを行っている中で、効果は少しずつ出てきているように思っております。

次に、将来の観光振興による地域の潤いを、どのような形で実現していくかですが、現在実施しております事業などを継続するとともにですね、新たに村の大自然を満喫していただくために、アドベンチャークルーズと称して、体験メニューを作成したところです。秋頃には試供をして、旅行会社などからお墨付きをいただければ、来年から体験メニューとして売り出していきたいと考えておりますし、このことがホテルや旅館、民宿の宿泊の増につながればよいと思っております。

また、ツアー客や小グループ、個人旅行者を集客するための一つの中核となっております、さるふつ公園内の、ふるさとの家の改修や、出店店舗の拡充をしながら村の地場産業などのPRをして、その結果として猿払村を知っていただくことと、地域商品の消費拡大につながり、さらに、観光業に携わる方が一人でも増え、地域が潤っていけるように、今後とも努力をしまいたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：ただ今の村長の答弁の中に、第3の産業として進めていくと。そしてまた、時間が必要であると。そして、少しずつ効果が表れているのではないかと、という答弁がありました。私は、それは認めるにはありますが、まず大切なものは、明確な目標。これを掲げなければ何も進まない。ただ、やらなければならないことだけをやっているのでは、また同じことになってしまうということが懸念されると思います。

日本人の国内旅行市場は、波及効果も含めて 49兆4000億円と言われております。これは自動車産業と同じくらい非常に大きく、かつ安定していると言われております。しかし、本村においては、その効果が実際に表れているのかなと、疑問を持っている住民の方も、たくさんいるのではないかと思います。

先ほどの答弁の中に、大自然を体験していただく、というものがありましたが、これは後ほど、そのことについても質問をさせていただきたいと思います。

そのまま次の質問にいきたいと思っております。先日、宮城県の村井知事が、漁業の復興について北海道新聞の取材を受けた記事が掲載されておりました。内容はともかく、最後に、目指すのは北海道宗谷管内猿払村のような浜だ、と述べておられました。また、人口減でも活力ある浜には人が集まる、とも述べています。過去にどん底を経験し、今や東日本大震災で復興を目指している地域が目標にする浜にまで成長した猿払の浜の歴史は、後世にまで残さなければならぬものであると思います。猿払歴史館のようなものを設置し、後世に残す。また、猿払を訪れた

観光客に、見て、聞いてもらう。おそらく、一度訪れた人は、猿払を忘れることがないと思います。

まずは猿払村を知ってもらうことも重要なものであると考えますが、本村の観光は、さるふつ公園が、その拠点であります。本年度より、ホテルさるふつの指定管理者も変更になり、施設の改修も徐々に開始されるようではありますが、さるふつ公園内には、その他にも様々な施設が点在しております。中には、農業資料館のように、建設されてから29年経過している施設もあり、改修は行われているものの、施設内は老朽化が進んでおり、観光施設としての機能を果たせないでいるのが現状であると考えます。

本村の基幹産業である漁業、農業の歴史は、観光資源として活用できるものであり、特に、劇的な復活を果たした本村のホタテ事業は、他に例を見ないものであります。この事業は本村の最大の誇りであり、唯一無二のものであります。今後、観光振興を進める上で、本村の歴史を知っていただく関連施設が必要になると考えますが、村としての考えをお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。質問の冒頭ですね、宮城県の村井知事の対談の記事は、私も読ませていただきました。非常に私も驚きました。さりげなくですね、猿払の浜を目標とする、という言葉が他の県知事さんから出たということは、私も正直、驚きました。しかしながらですね、私も、この行政に入りまして、つくづく、改めて知ったのはですね、この劇的な猿払の復活劇ですね、これは北海道の市町村長さんは皆さん、ほとんどの方が知っています。大体、猿払村長であるということが分かると、その話となります。それぐらい有名なお話でありますし、また、御存じのように、そのとき、村の村民税も、ほとんど稚貝購入に充てるとか、また、村が保証人になって、かなりのお金を、資金を調達するとか、村と浜とが一体となって行った、この復活劇でありましたので、一つの地域づくり、まちづくりのモデルとしてですね、ほかの町長さん方がよく使われます。まさか、他の県の知事さんがね、その話をすると、ちょっと

私も、あの新聞記事を見て驚きまして、改めてこの復活劇の大きさを、つくづくと感じているところでございます。

さて、ただ今の質問にお答えいたしますが、議員がおっしゃるとおり、村の観光拠点、道の駅さるふつ公園であり、公園内には猿払村の歴史や産業に関する施設などが点在している状況下にあります。私も、漁業、農業を問わず、村の歴史を後世に伝えることは我々に課せられた大きな義務と考えており、この功績を観光資源として伝える出来事であり、前向きに検討してまいりたいと、過去にも答弁させていただいております。

その後ですね、検討してまいりましたが、歴史館的な建設につきましては、財政的な面などから見ましても厳しい状況であり、現在検討している内容につきましては、道の駅管理棟の2階に展示しております、日露友好資料の展示物を整理し、農業資料館の資料や、漁業に関する資料を一堂に展示する方向で進めております。また、ホタテ漁や、農業の搾乳の様子、及び、観光案内などの動画や動画スライドを作成して、道の駅で常時放映する手段を取ろうと考えております。さらに、財政企画課で作成準備を進めております、村の歴史などのDVDにつきましても、あわせて放映しながら、村の歴史を知っていただく機会と場づくりをしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：今、歴史館的なものは道の駅の2階の友好記念館の内部に設置するというお話がありましたが、私は、それはどうかなという感じはいたします。というのは、あそこの施設というのは2階なんです。そして、展示物を展示するために作られた施設ではないので、どうしても違和感があると。確かに、あそこにいると、たくさんの方が、何があるんだろうと言って、2階に上がって行くのを何度か見たことがありますが、私が言いたいのは、もうちょっと広い視線で見て、物事を考えてほしいなと思います。

というのは、自分があそこに来たときに、何を見て、何を買って、何を食べて、何を思うか、と考

たときには、そういうものというのは、この村はどのような村なんだろうと、多分、考えると思うんですよ。例えば、本州の方が猿払村に来て、私が本州の市町村に行って、初めて行った地域に、道の駅に行って、ここはどのような所なんだろうと。自分の考えている町なんだろうかと考えたときに、まずは例えば、そういうものがあつたときに、そこを見に行くと思うんですよ。というのは、入ってきて一番目に付きやすい所にあるべきだと、私個人としては考えています。

今、3か年計画で、さるふつ公園を整備しようという考えがあるようですが、その中に売店を設置するというものも挙がっていると思います。どうせ新しく設置するのであれば、その売店が4店舗になるのか、5店舗になるのかは、これからのことだと思いますが、そこの中に、そんな大きいものではなくてもいいと思います。共有するスペースがちょっとでもあつてね、そこで物を食べたり、話をしたりという所に、そういうものを一つでも設置すればね、全然違うのではないかと私自身は考えています。少なくとも、今の道の駅の2階のものよりは、よいものができるのではないかと。また、たくさんの人に見てもらえるのではないかと考えています。

先ほども言いましたように観光振興というのは、最終目標は何かと考えたときには、これは人の数がたくさん来れば、それが目標ではないんですね。最後の目標というのは、その地域がどのぐらい潤うかという、これが本当の最後の目標だと思います。しかし今現在、いろいろな部分で囚われているのが、どのように観光客を呼ぶかと。そこでお仕舞いになっているような、私はそんな気がいたします。実は目標というのはその先にあつて、それがどのように反映されて、どのように地域にお金が落ちて、どのように住民が潤うのか。これは非常に難しいものとは思いますが、ある観光振興の本を見て、こういうことが書いていました。

観光振興の取り組みを地域の潤いにつなげていくのは容易ではありません。行政だけが牽引しても民間が動かなければ潤いは遠く、民間だけが動いても各事業者の利益は上がったとしても地域全体の潤い

まで届くには相当な努力が必要であると考えます。地域としてすべきことは、地域の一体化であり、少なくとも、観光振興に係わる自治体担当課、観光協会、商工会、一次産業関連団体など観光によって地域振興を図る、あるいは恩恵を受ける主要団体や組織は一丸となって、事業の一本化、共同化、連携を図ることが必要であると考えます。観光による地域の潤いを目的として、各団体、組織がそれぞれの役割を發揮するとともに相互連携により、効果的かつ効率の上がる仕組みを作り、魅力創造と儲ける仕組みを検討し、相互の情報発信や受入れの協働化などを実践することが求められると考えます。

また、地域の一体化は団体間の連携で収束するわけではなく、大切なことは、様々な産業や施設、住民を含む担い手の人たちが同じステージに立って観光振興に係わっていくことです。このような場を作り上げることによって新たな連携が生まれ、新たな観光ビジネスが生まれる可能性が広がっていくものと思います。観光による地域への潤いのために、まずは、地域が一体となれるような、切っ掛けとなる場づくりから始めることが重要であると思います。行政には、その切っ掛けを作る役割があると考えます、というものが書かれておりました。私は全くそのとおりだと思います。

今、目の前にあることをしなければならぬ、やらなければならぬ、ということに囚われて、本当の目的というものがどこにあるのかというのが、多分、見失われているのではないかと考えています。その施設の部分に関しては、今後ともよく熟知して、検討させていただきたいと考えております。

それで、先ほどの、大自然を体験していただく、という部分にも関連して質問をさせていただきます。以前は、観光といえば大型バスに乗り込み、団体旅行で各地を巡るという形態が主流でありました。しかし、現在では、夫婦や友人などと少人数で各地を巡るというものに変化しております。特に本村のような二次交通が弱い地域では、マイカーやレンタカーで訪れる観光客が非常に増加しております。その観光客が本村を訪れ、道の駅のトイレを利用するだけでは、観光と呼べるものにはならないと考えます。

本村には、さるふつ公園以外にも観光拠点となり得る場所が数多く存在します。観光協会のホームページでも紹介されている、王子の森、エサヌカ原生花園、カムイト沼、モケウニ沼、電信ゆかりの地、鉄道記念館などは、観光地として紹介されております。しかし、訪れた観光客は、その存在をほとんど知ることができないのが現状です。観光振興の一番の目的は外貨を稼ぐことではありますが、そのために、まず本村を知ってもらい呼び水の的なものが必要であると考えます。初めて訪れた観光客でも巡って歩けるような工夫が必要であると思いますが、村としての考えをお聞きいたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：先週の土曜日、日曜日、割と天気がよかったですから、私も、観光も大変気になっているものですから、そして、昼市もやっているということで、さるふつ公園に二日とも足を運びました。それなりの観光客や、また、バスがですね、入っておりまして、私も大変安堵したところでもあります。このまま順調に推移していただければよろしいかなと思っていたところでもあります。

ただ今の質問にもお答えいたしますけども、先ほど答弁した内容と関連いたしますが、現在は、猿払村フィールドマップを策定しておりますので、道の駅や、役場に設置しながら対応しております。さらに、先ほどの答弁にもありましたが、観光地の紹介をしながらですね、ルートの提案などをDVDで行いながら、初めて訪れた観光客に周遊していただきやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：山森君。

○議員（山森清志君・登壇）：先日ですね、カムイト沼があると思いますが、あそこの近くに、近くといっても近くないですけど、住んでいる方が私の所に来て、あそこに行く道は木が生えていて車も走れないと。カムイト沼に行くと、そこの部分だけは奇麗になっているけど、そこに行くまでに、道に木は生えているし、枝が出てきて凄いと。観光施設として紹介されているということは、例えばマイカーとかレンタカーとかで行く方。もしかすると大型バス

で行くかもしれない。今後ですね。そういったときに、その道がそのような状態であるということは、どのようなことかという、質問ではないですけど、私の所に来て、その方が言うておられました。

せっかくですのね、その道をですね、きちんと整備して、例えば、案内板を設置するのに、いくらお金が掛かるとかね、予算が掛かるとかという部分の問題ではないと。せっかく紹介されているのであれば、紹介するなりものをしていかないと、これはちょっと恥ずかしいなという気が、私自身はいたしました。

また、エサヌカ原生花園。あそこというのは直線道路ですね、皆さんも御存じのように。あそこはですね、実は全国的にオートバイに乗る方、ライダーの方には凄く有名な道なんですね。それも、しかもロコミだけで広がったという。夏場にあそこを通りますと、道路の真ん中にバイクを停めて、寝そべて写真を撮っている方が、たくさんいるんですね。そのぐらい有名な所です。インターネットか何かで、そういうものを調べますとね、まず先に出てくるのは、斜里町にある、天国へ続く道とか何とか、確か、そんな感じだと思いますけど、あるんですが、そこも直線道路ですけど、向こう側に住宅街が一杯見えるんですね。確かに直線ですけど、住宅街が、人工物が見える。ところが、エサヌカの直線道路は人工物が何もないというね。あれは多分、全国的に見ても珍しいものであるから、ライダーがあそこに来て、そのような写真を撮るのではないかと私は思っております。

道の駅に行ってオートバイの方がいるとね、たまに話し掛けるんですよ。どこに行くんですかと。浜頓別のほうに行きますと言うので、あその道を入れて行けど。浜に道路があるから、そこに行くと凄い所があるから行ってみたほうがいいよと、私はね、何人にも紹介したことがあります。ところがですね、そこに行くと、それもまた案内板の一つもないと。せっかく、ああいうものがあつてね、私たちはここに住んでいるから何も思わないんですよ。ただ牧場が周りにあるとしか。ところが、地方から来たライダーの方とか、マイカーとかね、レン

タカーで来る方というのは、あの道はね、滅多に目に見れないという、日本にこういう所があったのか、というような感じで見ているのではないかと、私は思っております。

せっかくですのね、あそこに行くためのルートの案内板だとか、直線道路の端にね、何か看板を設置するとか。例えば、浜頓別側のスタート地点に地図の一つでも看板を設置してね、この先には道の駅があるよと。それ一つでもいいんですよ。直線道路は何キロメートルあつて、どういう所なんだと。オホーツク海が横に見えますよとかね、何か、そういうものが一つでもあればいいのではないかなという、何か少し悲しい気もいたします。ある観光に関するアドバイザーの方が言っていました、人は親切にされると嬉しくなると。そういうことだと思います。その一つの案内板が、その親切心だと思われることがね、凄くいいのではないかと私は思っています。

最後にですが、今、映画の中で、確か『奇跡のリンゴ』か何か、そんな映画が多分ね、日本の映画であると思います。あれは確か、木村さんだと思いますが、その方が無農薬のリンゴを何十年も掛けて、やっと完成させたという、その物語を映画にされたと思いますけども、先日、石川県の羽咋市の高野氏が来たときに、あの公園に行って、いろいろなものを見て、そして猿払の歴史を伝えたときに一言、言ったそうです。もったいないと。まさしく今、映画にもなった『奇跡のリンゴ』に匹敵する、又は、それ以上のものが、この猿払村には歴史としてあるのではないですかと、逆に質問をされたそうです。私も全くそのとおりだと思います。

そのぐらい大きなものが、歴史としてこの村にあるわけですから、それを誇りとして、そして内外に示すために、そしてそれを観光として利用して、最終的には、先ほど言ったように地域の住民の潤いにつなげていくという。これは非常に難しいことではありますが、夢物語と言われれば、それっきりかもしれませんが、何もしないよりはいいのではないかと、私は思います。ということを述べまして、私の質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

○議長（山須田清一君）：次に6番、野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：質問いたします。

1番目の、企業誘致及び地域企業再生促進条例について。これは私、3月定例会の一般質問及び予算審査特別委員会にて、条例の改善等について、必要なことだと提案をしたところでございます。この条例では、村内で一握りの企業しか対象にならないと。もっと、小規模、零細な企業が、後継者や新規開業の、小さな起爆剤になるのではないかと。こう質問をしたところでございます。村長さんは、以前より考えておりました。早急に対処したい。6月ないし9月の議会に具現化していきたい旨の答弁がありました。その後の予算審査特別委員会で、スピードアップが必要だと。早急に策を立てるべきではないかと、もう一度質問したところ、担当課長さんが、6月定例会に上程をしますと、明確な答弁をいただいたところでございます。

しかし、先日、この進捗状況をお聞きをいたしましたところ、何も検討していない。そういう答えが返ってまいりました。こういう状況を村長さんは、どのように考えているのか、御説明をいただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。前回の3月議会によりまして、議員よりですね、当条例の改善点の指摘を受け、私もこの条例には改善点があると常日頃より感じておりましたので、早急に検討し、6月議会、又は遅くとも9月議会までに上程したい、と答弁しております。

私の思いとしては、この条例をですね、もっと多くの方が使いやすい条例として、産業の振興を図っていただきたい。例えばですね、今、国等でも進められておりますが、様々な新たな部門へチャレンジする投資等の一助として活用していただきたいと。猿払村におきましてもですね、今、バイオマス事業、再生可能エネルギー等へ積極的にチャレンジしてくださる方もいらっしゃいます。また一方で、この条例は財政問題も抱えております。この条例の財源は村の一般財源であり、時限立法ではありません。財源的歯止めも設けておかなければなりません。

この条例をですね、もっと積極的に使える条例に拡大しながら、一方では上限を設けるという、相反する改善をするわけでありますから、3月の答弁の折にはですね、すぐに上程したいの思いと、少し時間が必要かもしれないの思いがあり、6月、少なくともですね、私の任期内ですね、9月までに、という答弁をいたしました。危惧していたとおりですね、担当課に検討を指示いたしました。この条例の審査委員会等からも既に様々な角度から指摘を受けており、それらを踏まえてですね、よりよい条例として存続させるためには、もう少しの時間と、関連部署においての議論が必要と判断し、9月議会に改善案を上程することいたしました。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：あれだけ明確にですね、6月に必ず上程しますと。この責任というのは何もないんですか、これ。企業再生条例では、5000万円以上の設備投資で村より1000万円を限度とした助成があります。これは3月にもやりましたけど。

さらに固定資産税の減免ということがあります。建物と機械設備の償却の年数の違いはありますけれども、例えば5000万円とした場合に、3年間の固定資産税の減免の総額というのは、いかほどになるのか。ちょっと担当課長、固定資産税の税率というのは、確か1.4パーセントのような気がしておりました。ただ、5000万円を掛けたからといって、5000万円に掛かるものではないと。ですから、それよりも減額して3000万円台くらいになるのか分かりませんが、例えば、1年間の税額が、おおよそいくら。3年間で、おおよそいくらと。それをちょっと算出していただけますか。

それと、もう一つ。3月定例会ではですね、同僚議員より商店街の活性化について質問がありました。しかし、つい先月の初め、村内の事業者で作る、ポイント事業が廃止されると。そういうことを知らされたところでございます。誠に、私といたしましては、始めた頃は私も一商店街だったので、一緒に積極的に参加をいたしまして、このポイント事業に懸

ける思いというのもありました。しかし今、形態が変わりまして、私は今は入っておりませんが、チラシで知らされて、先ほど商工会長さんの太田さんともお話しをしましたが、やはり売り上げも少なくなってきた、経営的に厳しいと。これから個々の持ち出しが、ずんずん増えていくと。そういう状況で、1年ほど前から検討してきたんだと。そういうようなお話でございました。

今ですね、いろいろなチェーン店もありますし、個々の店、あるいはまた稚内市内の一般の商店街。そういう組織している所はですね、やはりポイントというのが、利用しているお客さんを取り込む最大のキーポイントであると。今、お客さんの財布を見させていただくとですね、相当数のカードが入っていると。クレジットカードではなくて、行ったお店からポイントカードをいただいて、やっていると。しかし、お客さんの取り込みのキーポイントであると。私も、一般の人方も、そういうふうを考えているのではないのかと。それが、この村でずっとやってきたものがなくなるということは、大変寂しい思いでございます。こういうことについてですね、村として相談に乗ってやることができなかつたのかと。

村長さんも、3月の商店街のそういう質問の中ではですね、何とかしたいなという気持ちは滲んでまいりました。しかしですね、この企業再生条例も、別に私が質問したから、どうのこうのという話ではなくて、村長さんも民間出身ですから、もう少しですね、この一般会計、3月ですね、年度当初の予算に載るような事業を。これ、途中で載せるような事業ではありません。そういうところもですね、やはり村長さんの資質というのが問われるのではないかと。積極的でないなど。

1年目、2年目は分かりますよ。財政再建と。しかしね、財政再建だから何もやらなくてもいいと。そういうことではありません。しかし、財政再建の目安とした実質公債費比率18パーセントを、前年度の決算で切れているわけですよ。どうするかという。それをですね、もう少し積極的な展開になってもいいのではないのか。

ちょっと、この減免の総額はいくらなのか、その辺お聞きをしたいのと、村長さんがどういうふうを考えているのかということをお聞きをいたしたいと思えます。

○議長（山須田清一君）：小林住民課長。

○住民課長（小林勝彦君・登壇）：ただ今の御質問についてお答えをいたしたいと思えます。この償却資産の関係につきましては、対象となる償却資産の減価償却率、残存率をですね、掛けまして、今、議員さんが言われましたように、残存価格に対して1.4パーセントの税率を掛けて出すわけでございますけれども、その機械の種類だとか、いろいろな用途によってですね、残存率が変わってきますので、その辺、今は手持ちにですね、資料がございませんので、もしよければ、ちょっと時間をいただいて、例えばの例としてですね、計算したものを御提示させていただきたいと思えますけれども、それでもよろしいでしょうか。

（野村議員、了承する）

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：後段のですね、議員からの、地域の企業への振興策について何もできなかつた、という御指摘につきましてはですね、私なりに努力をしてきたつもりではございますが、ただ、実際といたしましては、皆様の期待に応えることができなかつた。その責任は大きく感じております。以上です。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：どういうふうにお話しすればいいんでしょうね。税のほうはですね、やはり大変なアレですけども、産業の振興を図る。そういう意気込みでやっていると、もつともつ、いろいろな施策が出てくるのではないのかなと。全然、何も検討していない、という答えは、私は当てはまらない。自分たちが分からなければ、いろいろな所へ行って、いろいろな施策を、どこの町村がやっているのか。あるいは、地元の商工業者、そういう所のまとめもあるわけですから。そこに出向いて、いろいろとお話を聞く。そこが第一歩でないのか。全然そういうこともなされないでね、産業振興だとか

さ、何かというものを語れるんですか。何かできるんですかね。

今、そのポイント事業の話も、なかなか、毎日毎日きたものですから。今は一旦、廃止をした。元には戻りません。ですけど、やはりこれから、そういう形で、街全体もですね、今、若い方もたくさんいらっしゃいますけど、高齢になってきてですね、地域の商店街が衰退していったら、商店街の経営者の方々も、それぞれ高齢化して行って、やがてまた、そういう後継者がいなければですね、やはり店を閉じられると。そういうことになるわけですよ。ですから、そこに新規で、それは本当に稀かもしれませんが、新規で開業する一つの起爆剤になるとか、あるいは後継者が、いろいろな企業の中で帰られて、そのの生業を継がれるというときにですね、村として何がしかの、そういう一つ起爆剤になるもの、そういうものを考えていかなければならないのではないのか。

私はそういう思いで、この3月に質問をして、やはりスピードアップが必要ではないかと。そういうことで、もう一度質問したところ、6月に上程しますと。しかし、この6月まで、私もいろいろなお話とか、情報とか、そういうお話をしていますが、どこにも出掛けていないと。情報も収集していない。いろいろな所に当たればですね、いろいろなヒント、お話も。これ、どうやってやればいいのか、という難しい問題もですね、越えられていくのではないのかなと。

国だってですね、稚内市のキタカラですか。あれだって国費が相当入っておりますよ。あれだって何のために、ああいう施設ができたんですか。地域の、街の核をですね、作って、人を呼び込もうと。それに稚内市、地元自治体もですね、やはり国に積極的に働き掛けましてね、ああいうものができたんだと思いますよ。先日、羽幌町の所もですね、各テナントが撤退して、どうするかと。しかし、それだって町としては、やはり商店街の活性化ということで、そういう大きな投資をしているわけですよ。しかし、その各店舗の今後の運営について、今のところ目処が立たないということです。近隣の中頓別町ではで

すね、それは10年間という縛りもあります。店舗、工場、あるいは事務所。そういうものを新築したらですね、最高限度1000万円で、補助率はちょっと忘れてしまいましたけど、そういうような投資もあります。

それなら猿払は、どれが合うのか。いや、どれも合わなくて、猿払独自のものが、いろいろな方々との話し合いの中で、そういうものを見い出していただければいいのではないですか。この税の減免もですね、農業者の中には、離農後の収入もなし。それでもですね、固定資産税が課税されているという状況もあるんですよ。そういう、一つのバランスというものもあります。ですけども、一つの産業の発展という中でね、この地域をなくさない。続けていくんだ。次の世代につないでいくんだ。そういうものが、私はちょっと、村長さんのほうから感じられない。

そういうことで、次の質問に移りたいと思います。それはやはり、次の時代を担うと。そういうことも次の質問につながるわけですが、次の世代をきちんと育てていかなければならないと。しかし今、社会環境というのは、大変大きく変化をしていると。そういう中で、今の親御さんがですね、子どもを育てていく上で、いろいろな不安もあると。そしてまた、働きたいと思っても。

例えば横浜市が。これは私、もの凄い画期的なことだと思うんですね。保育児童待機ゼロ。横浜市ですよ。横浜が待機児童ゼロを宣言した、その前からでしょうけども、市独自で、いろいろなアイデア、そして、それを具現化してですね、待機児童ゼロを達成した。国もですね、そのやり方。そういうものを国が見習っているわけですよ。一地方自治体のことをですね、国が。具体的に、どういう支援が必要か。どういう方式でやっていったらいいか。国が今度、それを学んでですね、そういう支援の仕方をしているわけですよ。

また、先日ですね、もう2回も3回も私、テレビで見ましたけど、3月11日の震災で、その日に生を受けられた子どもさんに椅子を贈ると。ちょっと古い方なら知っていると思いますけども、前の北海道副知事の磯田憲一さんですかね。その方が現在、

旭川市に住居を構えられて、そういう活動を取りながらですね、その311に何かをしようという。そういう意気込みですよ。磯田さんが1人で勝手にやったわけではありませんし、たくさんの、そういう協力をされた仲間もいらっしやと思います。

これをまた、震災地にですね、わざわざ出向いてですね、生まれた子どもたち、一人一人の家を訪ねて、その椅子を贈られた。それが、もう2年を過ぎた。そしてまた、改めてテレビの取材が入っている。そういう中ですね、椅子をいただいた子どもも、椅子を中心にして、毎日椅子を使って遊んでいると。そして、その親御さん方もですね、その椅子を一ついただいたことで、本当に、どれだけ多くの人方の、そういうありがたい気持ち。それから、子どもに対する、ものの考え方というのは、おそらく大きく変わったのではないのかなと。そんなような、私は見せていただいて、大変感動を受けたところでございます。

子育てというか、子ども育成、子育てというのは、日本全国、同じですけども、必ずしも日本全国、同じではない。その地域、地域に住んでいる人方。そういうことによってですね、いろいろなケースが考えられるのではないのかな。これはできません、と言ったら、そこで終わりです。何でも。何でもそこで、これはもうしません、と言ったら終わりです。しかし、可能性を探っていく。それはやはり、ずっと関わっていく。関わっていった中で、どういう考え方ができるか。関わるということが大事だと思います。

その関わりということについては、子育てを猿払村が前面に押し出してですね、やるということがですね、例えば、就職を希望されている方々。あるいは、そういう親御さん。猿払村というのは随分一生懸命やっているんだな。こういう所で、こういう求人があるなら行ってみようか、という、一つのポイントにもなるのではないのでしょうか。それはですね、ただ移住と、そういうことだけで考えるべきではないと私は思います。基本は、やはり今、住んでおられる方で、子育てをどうしていくか。そして、こういう制度があったらいいな。ここは、ちょっと改め

て、こういうふうやっていったらいいのではないのかな。この椅子も一つの方法です。

私も前に、東川町さんですか。これは東川町の椅子のようですが、中学生に対する椅子の贈呈ということでも質問をさせていただきました。私は、そのつながり、関わり方、いろいろなことが、子どもを通して関わっていくことで、地域の子育てにつながるっていく。その地域の子育てをやることによって、そういう子育てが、猿払村に移住する一つのポイントになるのではないのかな。今までも、地域おこし協力隊を誘致すべきだとか、いろいろなお話がありましたね。ですけど、そういうポイントは、今、猿払村で、考え方というのか。その辺ですね、私も、あまり熱く言ってもアレなんで、村長さんも企業のオーナーとしてですね、一杯苦勞をしてきているわけですから、思いを一つ、語っていただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：大変申し訳ありませんけど、私のほうから、ただ今の御質問にお答えをさせていただきます。少子による人口減少。これが進みつつある我が国、日本全体が、そういう状況になっておりました、家庭や地域での子育て環境や機能が時代と共に変容しているということも一つの要因だと思いますけれども、家族や、お子様本人への子育て支援というのは、大変大きな課題であります。

議員から御紹介いただきましたように、横浜市での保育所待機児童をなくすということ。あるいは、東川町さんの、君の椅子。あるいは、震災日に生を受けた子どもを応援するための、そういう趣旨で椅子を贈ると。こういった、周りがですね、みんなで子どもの成長を支えるという、そういった取り組みをします。これは議員おっしゃるとおりですね、特色のある取り組みとして、各地であると承知しております。

若い世代が子どもを産み育てることができる条件整備。猿払村なら安心して子どもを育てられるという条件整備が、新規移住というお話もありましたけれども、移住も含めてですね、猿払村に若い層が根

付いて子どもが増えて、そして、村の永続だとか将来展望につながるんだと。その条件づくりの一つとして、内外に評価を得られるような、猿払村独自の子育て支援策があるべきではないのか、という御指摘だというふうに認識をいたしました。

行政が施策として実施しております保育所。あるいは、子育て支援センターの取り組み、子育て支援。あるいは、妊娠中、あるいは乳幼児の保健福祉医療支援。そして、教育サイドの取り組みも含めてですけれども、その種類と内容は、村で行われていることというのは、議員も御承知のことと思います。御要望があれば、改めてそれぞれの担当部署から説明機会を設けさせますけれども、利用されている方々を含めて、これらの取り組みへの外部評価につきましても、これはもう、様々だというふうに思っておりますけれども、例えば、育児に不安を抱えたり、困り感をお持ちのお母さんや御家庭を支えることを大きな柱として、保護者のリフレッシュのための各種子育て講座や、家庭への訪問相談。それから、保育所のない地区への移動広場など、これは管内に先駆けてですね、取り組んでいる子育て支援センターに、これも管内の他の町ではまだ実績のない、地域で子どもを支える切っ掛けづくりを担っていただく18名の村民ボランティアさん。これらの様々な年代の女性たちが構成されていますけれども、こういったボランティアさんの活動があります。

実は、この集まり、研修会などにですね、村長、私も、別な機会に御一緒にさせていただくと。こんなことを毎年、設定をしております、メンバーの多くは他市町からの転勤や、御結婚による移転者であります。こうしたボランティアさんからは、それまでお過ごしになったり経験をされた地域に比べて、という視点ですけれども、村の支援センター等の取り組みに対して大変高い評価を直にいただいているということがございます。

しかしながら、地域を含めて、今ある子育て支援策をきちんと御認識をいただいているのか。そして十分に御利用されているだろうか。あるいは、御利用いただいた若いお母さんや御家族の評価はどうか、ということを振り返りますと、保育所、支援セ

ンターでもですね、PRをしたり、アンケート調査を実施をしておりますけれども、ボランティアさんからいただくような、そういったプラス評価情報が内外へ伝わっているかという視点では、これは限られたものになっているのかなという、そんな気をしております。

したがいまして、議員の御質問を受けまして、今、支援をしているサービス。実施をしているサービス。御利用いただいている方々へ、より丁寧な対応をしなければならないというふうに思っていますし、それから、利用している方々の評価、これをさらに改善をして、村内外へ発信しなければならないと思っています。さらに、足りない支援策。少しでも充実をしていくということは、議員が御指摘のように、もちろんのことですけれども、ボランティアさんの拡大などによって、地域や隣人が持つ猿払村独自の暖かさだとか、信頼感を醸成をしていくということが非常に大事だなというふうに思っています。

さらには、過去よりですね、継続をしている保健福祉、保育所、そして教育委員会の連携を、もう継続をして長年やっておりますけれども、これらを、より深めていく。こういったことを大事に進めていかなければならないというふうに、改めて思っております。

御意見のありました、他市町村にはない独自の支援策が有効だと。そして、そういった行政の意気込みだとか、姿勢が必要なんだということは、そのとおりというふうに理解をいたしますので、継続的な検討の中で、人口増につながる。あるいは、ここに住んでいる人が、うちの村はいいぞ、というふうに思っただけのような支援策を見出していく課題として、しっかり受止めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：子育て支援につきましては今、副村長からですね、今、いろいろ取り組んでいる状況。その18名のボランティア。これは、他の町村ではないようでございます。しかし、先ほど私が申した、つながりというか、関わりというか、これが一つのキーポイントだと思います。地域とし

ても皆さん、そのように地域の活動も、やはり皆さんのボランティアという、それが原点であろうと。ただ、行政がお金だけを掛けてやるという。大きなことになればですね、これは行政のほうで企画をしていただいて、予算付けをして、ということになります。しかし、やっけていく中でですね、やはり、関わり。つながり。そういうことが非常に重要視されてきて、そういう中からですね、猿払方式というものが自然とできてくるのではないのかな。そういう中でまた、次の課題が見えてくるのではないのかな。それはやはり、何事も一生懸命、積極的にやっけていく。こういうことであろうと思います。

何か、1番の質問につきましては、その責任ということが何も示されないまま。子育て支援については、これで終わります。1番、ちょっと私も、今、質問中に考えていたんですけど、6月にやると言っ、その答弁に対して、今、何も。どのような責任なのか。その辺が、まず一つ、なかったと。それなら、次に、今度は9月に本当にやるのかと、疑いの目で見るとしか。何か、今言っていることがね、何だか引っ掛けられた。引っ掛けられていますよ。

その責任という答弁を一つ、最後にですね、はっきりしていただくのと、次に具体的にどうするんだと。何かの考え方はあるだろうさ。基本的な考え方。私の質問を通告してからだって何日ですか。十日ですか。1週間ぐらいあるわけですから。これについて、それなら、どうやろうかと。そういうものもないんですか。もう1回これ、ちょっと質問します。

○議長（山須田清一君）：先に住民課長のほうから答弁があります。

小林住民課長。

○住民課長（小林勝彦君・登壇）：大変申し訳ございませんでした。議員さんの言われたですね、例えば、まず5000万円のですね、機械装置関係でもってですね、耐用年数を5年のものだと設定をしまして、1月に取得したとした場合なんです、取得価格が5000万円になりまして、耐用年数、残存率0.815を掛けましてですね、概ね4075万円ぐらいの課税標準となりまして、税額としまして

は、1年目は57万500円ぐらいになります。同じような形でもってですね、残存価格に対して、2年、3年と掛けたもの。これは、2年目からは残存率が0.815でなくて0.631というふうに変わりますけども、それを掛けていってですね、出した税額が3年間分ですね、概ね115万7千円という形になります。一応、今の、5年の耐用年数で1月に取得したといった場合を例として挙げさせていただきます。

○議長（山須田清一君）：今の答弁でよろしいですか。

○議員（野村雅男君）：はい。

○議長（山須田清一君）：伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤浩一君・登壇）：村長の3月の答弁で、企業誘致及び地域企業再生促進条例という部分で、6月若しくは遅くても9月までに改正案を上程させていただきたいと。また、予算審査特別委員会の中で、私のほうも、6月に向けて極力早い時期に改正案を上程させていただくような形で、検討させていただきたい、というふうに答弁をさせていただきました。

そういう部分で、担当課長としてスピーディーに6月議会に間に合うような形で改正案を上程できなかったという部分については猛省をしているところでございますけれども、責任問題という形になりますと、当然、村長の答弁にもありましたとおり、私も6月に向けて検討すると言った部分で、スピーディーにできなかった部分につきましては、責任は当然、私のほうにあるというふうに考えております。また、責任の取り方につきましては、これは村長が決めることですし、また、村長が決めなければ自身自身で決めていかなければいけない部分も当然、出てくるだろうというふうには考えております。

また、検討してこなかった、という部分につきましてはですね、検討はしてきております。4月にですね、評価審査委員会の中で、検討、その他の部分で、私のほうから、こういう改正案で、ということでお話をさせていただきました。その中で、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、バイオマスエネルギーですとか、新エネルギーの部分も、これか

ら起業される所が出てくるかもしれない。そういうことも含みながら検討していただきたい、というような話がありましたので、今の条例上の定義とか、そういう部分については、非常にそぐわない部分もあります。

そして中身的には、企業誘致ではなくて、ほとんどが企業再生の部分でですね、予算を執行しているという形になりますので、その部分も、もう少し明確的に、きちんとうたったほうがいいだろうということで、各委員さんのほうから、いろいろ御意見をいただきましたので、申し訳ないんですけども、いろいろな形の中で揉ませていただいたんですけども、5月の中旬の条例の部分については間に合わなかったということで、非常に申し訳なく思っております。また、こういう部分で、6月の議会のほうでですね、もし上程等に期待をされていたような所がありましたら、本当に申し訳なかったということで、改めて陳謝をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、私といたしましても、よりよい条例として残すためには、もっと慎重な協議が必要でないかと。いろいろな角度からですね、各関連部門を含めて。そして、時限立法でなく、この条例がですね、もっと永い間によって、皆さんによって使われる条例にするためには、もし少し時間が必要と思ひ、9月に上程するというのを決定いたしました。9月には間違いなく上程いたします。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：野村君。

○議員（野村雅男君・登壇）：それぞれ陳謝もいただきましたし、村長も、いろいろ検討されて、9月にはよいものを上程したいと。こういうことですから、期待をして待っております。ただ、根本的にはですね、先ほども申しましたが、これは当初に載せるべき案件であると、私はそのように。基本方針があつて、こういうものが出てくる。そういう形で思っておりますので。しかし、3か月と短い期間かもしれませんが、いいものを出していただきたい。

そのことによって、企業の再生と。そういうものを助長できるような、そしてまた、地域の経済活動、あるいはまた、その雇用ですね、波及効果も、やはり私は期待をしたい。そういう希望を持ってですね、9月に、どのような条例が出てくるのか期待をして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（山須田清一君）：11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時30分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、眞田君。

眞田議員に申し上げます。

昼食時間を控えておりますので、途中で中断させてもらう場合もあろうと思ひますので、それを踏まえ質問をお願いします。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは私の質問をしたいと思ひます。1項目4点について質問したいと思ひます。タイトルでございますけども、安心して住み続けることができる。そして、活力がある地域づくり。かなり欲張った質問でございますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

厚生労働省の、国立社会保障・人口問題研究所。今年3月27日の北海道新聞で、2040年までの全国の地域別将来人口推計値を発表。少子高齢化の進行で、2040年には2010年の国勢調査と比較して、道内人口で約24パーセント減少、65歳以上の人口比4割を超えると推計されております。宗谷管内の市町村も軒並み減少して、地域維持もおぼつかない、衝撃的な数字が発表されました。福祉や労働力の確保、地域社会の維持、地域住民の暮らしに深刻な影響が予想されております。

猿払村の数値は、2010年の国調段階で2825人。それが2040年には2241人になると。減少率21パーセント。全国、全道、宗谷管内の減少率と比較しますと、若干低い数値ということ

でありますけども、地域を維持するためには、かなり不安を感じる厳しい状況に変わらないというふうには私は押さえております。

まず、まちづくりの形でございますけども、いびつであってはいけないと思います。何か一つだけ突出していればいいと。ホタテに象徴されるように、日本一。それで事足りるのかと、地域維持されるのかというと、そうではない。やはり、何か一つ突出していても駄目なんだろうなど。そんなふうには私は思います。健全で健康なまちづくりの条件。これはバランスだというふうには私は思います。というところで、抜本的な対策という部分では、やはり急務でありながらも、目標をしっかりと定めなければならない。

そういう意味で、安心して住み続け、日常生活に喜びと生きがいを実感できる、そんな地域づくり。二つ目に、住民が共に支え合って、思いやりの心を共有する地域づくり。三つ目に、人口増が望める術もない。しかし、努力によっては何とかなるのかな。どう地域を維持していくのかという政策。これは、この三つが相まって、健康なまちというふうに位置付けられるんだろうというふうには私は捉えております。そういう三つの視点で考えますと、それらの内容について、どういうふうに分けられているのか。それと、求められる施策というのは、どういう形の政策実行をしていくのか。そういう視点で、以下について質問していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、村の維持発展、雇用対策として、一次産業、1. 5次産業、二次産業、六次産業。いろいろ、三次、四次という部分もありますし、この振興が欠かせない施策というふうには私は思います。その中で、既存の今の施策で満足せずにですね、新たな施策。新たな挑戦。そういった視点から、その活性化策、振興策についてお伺いしたいと思います。

また、少子高齢化の進行ということになりますと、労働力の確保。これは前も村長に述べております。労働力の確保については大変な問題だと。しかし、確保できないから何もできないということにはならない。しからばどうするのか、という方策を、本当

に真剣になって考えていかなければならない。そういったことで、労働力確保対策というような部分で、どういうふうに進めていったらいいのか。そういう視点で質問したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えをいたします。地域活性化策、振興策についてでございますが、これには地域資源を活用した取り組みが必要であると認識しております。本村には物産的資源である漁業、酪農業があり、その中で、いくつか製品化されております。しかしながら、私としては、まだまだ可能性があると思っておりますし、新たに製品化され、経済価値を生むことで、地域が活性化していくものと思っております。そして、その製品が地名と結びつくことで、地域ブランドが構築されるだろうと考えます。その地域ブランドが構築されることで、事業を展開しやすくなり、地域資源を活用した企業のクラスターによる産業振興へつながると考えますし、地域資源の活用により、高い付加価値の産業が育つ可能性が出てくるように思っております。

このことをですね、行政として、どう進めていくかということになりますが、まずは事業者などの参加を得て、情報や知恵を出し合い、そこから新たな何かを生み出していく場の設定を設けていきます。その中で、運営方法を定めたり、アイデアの出し方や活用方法など、基礎的なルールの方向性を示しながら関係者の足並みを揃えていきます。また、地域の人材、あるいは各種団体同士のコーディネートや、地域外部の専門家の紹介などを行うネットワークのつなぎ役も行っていきたいと考えております。

しかしながら、過去からの状況を鑑みまして、地域資源を活用した事業化は厳しい状況ではありますが、多少時間を投入してでも取り組んでいく価値があるものと認識しておりますので、その環境づくり、仕組みづくりに努めてまいります。

次に、労働力確保対策についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、少子高齢化に伴い、労働者の確保問題は、本村にとっても重要な課題の一つとなっております。一例になりますが、村内における

加工場の女工員不足があります。村内は元より、近隣の市や町に募集しても応募がなく、各企業は苦慮しているところであります。その中で、人材派遣会社などを利用しながら雇用の確保に努めているところでもあります。先般も、行政と水産加工振興協会、漁業協同組合と意見交換をさせていただいた中で、3年後以降に、女工員の確保が非常に難しい状況になり、今後は人材派遣に頼らざるを得ない状況下にあるとのことでありましたが、そうなった場合、どうしても住宅の確保が必要であるとの御意見もいただきました。

他の議員さんからの御質問にもありますとおり、私としても水産業の振興のみならず、地域おこし協力隊の受け入れや、移住、定住施策の面から見ましても、住宅問題がネックになっている現状でありますので、各課横断的に住宅問題の解消に向けて協議をしてまいりたいと考えております。

また一方で、中国人実習生が労働力の一翼を担っていることは、当村では否定できません。たまたま道新に投稿いたしました私の記事も一つの切っ掛けとなり、今、北海道漁業協同組合連合会、北海道議会、派遣組合等で連携した会議が開催されております。これに自治体を含めてですね、実習生拡大の共通認識の下、国に規制緩和を求める方向で今、動いておりますので、私も積極的に参加し、規制緩和を求め、実習生拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：基本的には、やはり地域資源をどう生かしていくかと。なかなか厳しいという、今、表現されておりましたけれども、確かに厳しいでしょう。しかし、これは村の共有の財産ですね。地域資源。それをどう生かして地域の振興に結び付ける。活力に結び付けていくかというのは、これなくして地域維持はあり得ないというふうに、私は断言できる。そういうふうに押さえておりますし、何としましては努力していかなければならないことなんだろうな、というふうに思いますね。

それと、労働力の確保につきましても、現状は他町村に、おんぶに抱っこというようなことで、かな

り協力を願っていると。他町村から来ている女工さんも多いというふうに聞いております。しかし、それだけに頼っていいんだろうかと。やはり、一つのことでは解決できない問題でない。人材派遣で解決できる問題でもないだろうと。複合的な村づくりをして人を増やす。若い人が住みやすい地域をつくる。これから今、課題として、また質問になってきますけれども、複合した取り組みがなければですね、単独政策で解決できる問題でないというふうに私は、そういうふうに思うんですね。

それと前にも、地域おこし協力隊の同僚議員の質問の中で、住宅がないから、なかなかできない、というような答弁を聞いて愕然としたんですけども、住宅の確保の問題。これは、これからの労働力を維持、確保する上でも、住む所がないというのは決定的ですよ。しかしですね、いくらでもあるでしょう。今、賃貸アパートの制度もできましたね、助成制度。それだとか、借り上げ式の公営住宅の制度だってあるわけです。村で何でも かんでも公営住宅を建てなければならない、そういう時代は終わったと。民間に建ててもらって、それを公営住宅として借りる方法だってあるはずなんです。これは建設課長、あとでちょっと伺いますけれども、借り上げの公営住宅制度というのは、これはあるんですね。

他の自治体では、市営住宅は建てないが、と。これは、どこかの市ですけども、アパートの借り上げや家賃の補助を検討して対応します。市長さんが議会の答弁の中で、こういうことをされていますね。当たり前のことはできるんですよ。できない要因として、こういうものがあります、と挙げられても議会では非常に困る。何とか、その方法を考えなければならないということで、是非、これについては横断的な連携を取って。これは絶対にあるはずですよ。国の助成、又は、てこ入れもあるはずなので、そのあたりも十分にですね、横断的な協議をして、対応していただきたいと思います。

これについては副村長、どうですか。そういう調整を図ってですね、あるセクションの中で住宅をどうする。ない。ないからできない。それでは困るんですよ、行政運営としては。できなかったら建設課

に行って、建設課長、これ何とかならないか。これはこういう制度にならないか。そういう形で解決してもらって、やらなければですね、解決なんてとてできない。ある所で、私は担当していないから。だけど住宅問題は非常に困るから、それはできません、と言ったら、それで終わります。そういうことでは困るんです。これについて一つ答弁をお願いします。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：お答えいたします。議員が御指摘のように、単独で住宅対策というのは、できるものではないという、そのとおりだと思います。従来、建設担当が、いわゆる公営住宅、あるいは住宅対策ということで、専属して持ってきたというのが、これが従来の行政のやり方でありました。しかし、今、御指摘のように、住む人の条件だとか、それから住宅が一定のものしか駄目だという、もう、そういう時代ではなくて、いろいろな、様々な条件が必要になってくるという、求められるという時代ですから、そういう意味では、いろいろな部署の持っている情報だとか、それから、対応すべき課題だとか、そういったものを、きちんと連携をする中で、その実現のために何ができるかと。何を捕まえることができるのか、というところの、そういった連携は、きちんと取るようにですね、私のほうも指示をしてみたいと思います。

ただ、住宅対策ということで、村長もお答えさせていただいていますが、現実には、その住宅をどう確保していくかという部分では、やはり村が建てるか。御指摘のように、民間の方が持っている所を借り上げて使うか。あるいは、新たに民間の方に建てていただくか。ないものを作り出さなければなりませんので、そういった意味では、今ないものを民間の方に建てていただくという、住宅を作り出す施策は既にスタートをしておりますので、こういった部分が、さらに拡充できるかどうか。今、時限立法といいますか、時限の条例でありますので、これは従来から議会で担当のほうから御報告しておりますように、効果を見ながら、そして、これの方策をですね、継続、あるいは拡大ということを、さ

らに検討してまいるということになろうと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：公営住宅法も変わりました。前にも、この問題で、共有スペースを設置した公営住宅の建設について議論しました。具体的に提案もしました。実現されておられません。しかし、法の中では何とかなる。基本的に私、そういう押さえをするんですけども、例えば、ここで言う、インターネットで開いてみましたらね、借上公営住宅制度というのがありますね、はっきりね。それだとか、地域優良賃貸住宅制度。これは高齢者の仕様だとか、高齢者に合わせたものだとか、障害者に合わせたとか、子育て世代に合わせたものだとか、そういうものを有料の賃貸でできますよ。その代わり、民間活力をどんどん底上げして、やってもらって、村がそれを借りるというような方法もある。ですから、これが、条件が、この部分が駄目だからできませんでは、そういうことというのは、あり得ないんですね。

先ほども同僚議員が言っていましたね。羽咋市の高野誠鮮氏。可能性の無視は最大の悪策だ。可能性があっても、それはできない。できない理由を述べる。できない理由はいいんです。何とかしてやれる方法を今、ここで議論したいと思います。よろしく、その部分について十分議論していただきたいと。特に住宅政策と労働問題については、いろいろな難しい問題も含まれるでしょうが、何とか努力して、そういう問題を解消していただきたいと。

これは過去にですね、漁業関係の世永（邦雄）議員さんが生きておられたときに、実は、漁業に関する企業の誘致、労働力の確保の問題について、一般質問しておりますね。私は、そちら（執行）側に聞いておりました。やはり当時から、今から十数年前ですから、相当やはり、この問題については課題になっていたんだろうと。しかし解決されないままに今日に至っているというのが現状だと思います。一つ、努力を続けていただきたいと思います。

次にですね、今言うように、労働力もそうですし、やはり地域の資源を活用するといっても、なかなか難しい問題があります。やはり、生産者との合意と

いっても、どこで合意して、どうしていくのかというのは、行政が全てできるわけではないんです。やはり、その合意があって初めて政策展開できるんだろうなというふうに思いますから。難しいというふうに理解していますけども、しかし、村も真剣になって一つの目標を設定して向かっていかなければ、やはり、その情熱は伝わらないというふうに私は思いますから、一つ提案しますけども、昔ですね、昭和50年前後に、農業の近代化計画というのがありまして、当時はですね、33（サンサン）運動という運動だったと思います。目標設定しました。近代化計画といいますけども。それには、33運動というのは、牧草を反収3トンにしよう。今は2トンぐらいしか獲れていないけども、1.5倍の3トンにしよう。乳量も2キログラムだけど、3キログラムにしよう、という目標を立てて、基盤整備づくりや、農業形態を変えていこうという努力をして、やってみました。

その次に、徐々にその目標が達成されてですね、今、昭和50年と調べていただいたんですけど、今度は、55（ゴーゴー）運動というものに。

33から55になりました。牧草を反収で5トンにアップしましょう。乳量も5キログラムにアップしようという、そういう運動、目標値を。今、それが達成できているかどうかは、私ちょっと勉強不足で分からないですけども、そういう運動を、目標を設定して、一生懸命励んだ結果が、今日の酪農があるというふうに私は思いますんで、ここは提案します。

先ほど、地域資源を活用すると、村長の話がありましたけども、この地域資源を、1.5次産業の振興というふうに位置付けましてね、当面の目標ということで、地場産品の1.5パーセントを地場加工に切り替えようと。今ある既存の加工とは違った、もうちょっと高い付加価値を付けるような、そういう形で生産量の1.5パーセント。係わる雇用も、そこで1.5パーセント増やそうと。このあたりが無理のない数字ではないだろうか。そのあたりから始めていかないかと。

例えば、漁業でいけば4万トンの1.5パーセントですから、600トンぐらいですか。それを、現在の加工業とは別に、付加価値を付けるための、手間の掛かる加工に向けたら、どうなんだろうと。そんなことを提案していきたいと思いますけども、そのあたり、出発点としてはどうかと。そういう提案をしたいと思います。それについて、ちょっとお答えいただきたい。

それと、昨年でしたか。私、1.5次産業振興室なるものを、こういう形を組織の中に作ってはいかがですか。これは提案したんですけども、村長から、まだ具体的に、そのあたりは、今の状況では、その考えはないということで一蹴されましたけども、改めてですね、そういう形の組織も必要になってきているのかなと、そういふうに思います。その、あわせて2点を、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：伊藤産業課長。

○産業課長（伊藤浩一君・登壇）：ただ今の眞田議員の御質問にお答えします。今、年間4万トンで、600トン増でという、3か年、若しくは5か年計画でどうだ、という形の中で御提案をいただきました。

それで、前回の村長の答弁にもありましてとおり、今、執行方針にも掲げておりますとおり、加工協との冷蔵冷凍庫の建設に向けて、どういうものが本当に具体的に必要なのかも含めて、先日、協議会を開かせてもらって、いろいろ意見交換をさせていただきました。その中で、実は、その前にですね、労働力の部分が非常に困っている、という部分の中で、いろいろ御提案をさせていただいて、先ほどの村長の答弁にあったような経過でございます。最終的には住宅がネックになっているという部分の中で、いろいろ御意見をいただきました。その中で私のほうも戻ってきまして、財政企画課長、それと建設課長等も含めてですね、やはり、こういう問題が一番、住宅問題がネックになっていると。それは地域おこし協力隊も含めてですね、眞田議員のほうから御提案のあった、今、民間のほうの活力を導入しながら、どうだというような御意見もいただきました。

再開 午後 1時00分

そういう中で今後、各課横断的にですね、早急に、そういう組織を立ち上げて、どうやったら住宅を建てて、労働力を確保していけるかという部分で、早急に検討していきたいというふうに思いますし、それから、六次産業までの部分なんですけれども、加工協さんのほうと、いろいろ協議、検討させてもらって、その冷凍冷蔵庫の中にですね、もし建てるとすればですね、六次産業までの部分も含めた研究室も含めながら、商品開発をしていけばいいなど。いこうよ、というような御意見もいただきましたし、私も、そういうふうにしていきたいというふうに考えておりますので、それは計画的に。

お金の掛かることですから、早急に、ということにはなりませんけれども、第7次総合計画の中にですね、きちんと、ある程度の方向性をうたっていければですね、脱しながら、今後も加工協さん、若しくは漁協さんのほうと継続的に協議をしていきたいというふうに考えておりますし、当然、うちのほうはホタテ、漁業だとか、酪農業の牛乳も含めてですね、産業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭彦・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。二つの質問の最初の、1.5パーセントほどをですね、地元の加工場に、新たにできないかという御提案でございましたが、これは、もちろん漁業協同組合とですね、慎重に協議しながらですね、抜本的な提案だと思いますので、慎重に協議してまいりたいなと思っております。

あと、産業振興室ですか。前にも提案ございましたけども、これについてはですね、そのときは確か、そういう考えはないと答弁したと思っておりますが、これにつきましてもですね、振興室という形には囚われずですね、産業課の増員とか、そのような角度の中でですね、検討してまいりたいなと思っております。

○議長（山須田清一君）：ここで昼食のため13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

眞田君。

○議員（眞田勝也君）：午前中に答弁いただきましたけれども、1.5次産業の部分につきまして、又は六次産業の部分につきまして。例として、漁業でいえばということで、例に出しましたけども、農業資源についても同じことが言えると思います。それで、一つの目標として、最初から大きい目標を掲げても実現できなければ意味がない、ということで、先ほど、1.5次産業にもじって、1.5パーセント運動というのを、そのあたりから取り組んではいかが、という提案をさせていただきました、ということをお理解いただきたいと思っております。

それと、1.5次産業振興室というような部分についてもですね、特に、これにこだわる必要はございませんけども、実は、羽咋市の高野誠鮮さんも、同じ振興室長のときに、いろいろな仕掛けをしたというようなこともありますね。その話を聞いて、同じようなことを考えている人がいるんだと、そんなような認識でおりますので、これについても検討いただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、先ほど、住宅政策についていろいろ厳しい問題があるということですから、これについても何回も議論しています。民間の活力で、いかに維持向上させるかということに、やはり視点をもう少し置くべきだ。そのために、賃貸アパートの助成制度というものも作ったわけですから、そういうものを積極的に生かす政策をやらなければですね、制度を作ってしまうと、あとはどうでもいい、ということであってはいけないと思うんですね。

これについてですね、今一度、住宅政策について、公営住宅でもいろいろな政策が、実は、国交省の中でも、我々が考えられないような、昔では考えられない政策を、今どんどん打ち出されてきているんですね。そういうことも含めて、これについては情報

を得るといのは、今はインターネットでも得られますし、それと国、又は道に行き、そういう情報を得てですね、取り組みに生かしていただきたいというふうに思います。これは要望して終わりたいと思います。

それで2番目の質問に入りたいと思いますけども、実は、猿払村だけです、自己単独で、完結型の行政運営という部分については、他の町村と肩を並べて、何でも他の町村と同じものがなければならぬという従来発想では、やはり限界があるというふうに私は考えるんですね。そういうことで、周辺の自治体と役割を補完し合うと。そういう必要性というのは、私は何回もここで提案してきておりますけども、定住自立圏形成協定。これを結んでおりますけども、姿が見えない。これについて、どう進めようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えをいたします。定住自立圏形成協定の取り組みについてお答えをいたします。平成23年1月に宗谷定住自立圏形成協定に調印し、稚内市が、管内町村との共生ビジョンを同年5月に策定されております。その共生ビジョンに示された、猿払村と進める項目の中で現在進められているのは、広域観光推進事業、早期療育通園センター運営事業、消費者生活相談体制強化連携事業などに留まっております。

定住自立圏協定の中で大きな期待をしております医療関係については、残念ながら進展はありません。協定相手である稚内市の考えにもよりますが、市立稚内病院と村国保病院との連携の強化は、現状では難しい状況と感じております。しかし、共生ビジョンは平成27年度までの期間の取り組みとなりますので、具体的な取り組みの推進に向けて、稚内市長と協議を行う予定でおります。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：中心市街地が稚内市ということですから、稚内市が動かなければ、周辺の協定された町村も何も動かないんだと。実態は、そういうところかなと思いますけども、具体的な提

案を、我々町村からもですね、具体的な提案をしていくという作業が必要でないかなというふうに思うんですね。ですから、そういう意味でですね、必要な事業というのは、従来の枠組みの中で、ものを考えるのではなくですね、地域にとって、こういうこともあって稚内市との協定を結べば、協定を順守すればですね、利用、補完し合えば効果が大きいと。そういったところで協議していただきたいなと思うんですね。

これで、交付税措置でですね、中心市街地はいくらですか。4000万円ぐらいですか。我々の町村で1000万円ぐらいですかね。このまま平成27年までいってしまえば、ただ協定して、年間1000万円もらうための作業に終わってしまうよと。平成27年度まで。今は平成25年度ですよ。あと、極端に2年数か月の間に何ができるんだと。やはり、これは真剣に考えてもらわなければですね、この制度は制度だけで終わってしまう。積極的に、猿払村からも具体的な提案をしていくという作業も必要でないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（山須田清一君）：坂本財政企画課長。

○財政企画課長（坂本秀喜君・登壇）：ただ今の御質問にお答えさせていただきます。実は、定住自立圏構想の協議につきましては、毎年、春に担当課長会議というのが行われております。その中で稚内市、もちろん中心市が幹事という形で進められておりますけども、その中で具体的な要望等のお話はさせてもらってます。先ほどの村長の答弁の中にもありました、医療についての協議をさせてほしいということも、過去に言ってきております。

当面、定住自立圏構想として進める、今年度協議しているものとしたしましては、なかなか住民の皆さんに理解されづらいことかもしれませんが、公平委員会の共同設置とかという、進めやすいものから始めようという段階から進んでいないのが現状であります。これから早急な話といたしましては、宗谷管内での防災体制の整備、共通での備品等の整備を協定に基づきながらやっていく、という方向では進んでおりますが、残念ながら目に見える形にはなっておりません。

内部でもしっかりと協議をしながら、積極的に猿払村からも定住自立圏構想の中で、どう進めていくかという話を提案したいというふうに考えておりますので、もう少し、お時間をいただきたいと思います。時間がないので、いただける時間も限られておりますけれども、早急に内部で、もう一度お話をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：ただ検討だけ、会議だけ開けばいいのではなく、やはり、進んでもらわなければ困るんですね。そして、うちの地域にとつて、こんなことが町村、また、市と補完し合うことによって効果があるよ、というような部分は、みんなで話し合いをして、組織の中です。そういうものを導き出していくという作業は当然、付いて回りますから、黙ってでは進んでいかないということだけを、ここで念を押して、努力していただきたい。そういうふうに思います。

それでは次の質問に入りますけれども、若い世代が住み続けたいような、実効性のある子育て支援策。これは、ここ（一般質問通告書）に括弧して「保育料の無料化」と書いておりますけれども、実は、これは昨年3月ですか。条例改正して保育料金の改定をさせていただきました。これも、いつ下げてくれるんだ、というような部分で、かなり異村長にも、これはお願いをしてですね、そういう状況で、昨年3月でしたか。改正されたという経過があります。そういうことも含めてですね、今度は、料金を下げる改正ではなく、無料化というような乱暴な提案をします。これは、あとで話しますけれども。

それだとか、高齢者、障害者が共に生き生きと暮らせる地域づくりのための福祉政策の具体化。それと、さらに迅速化。そして、高齢者や障害者、思いやり条例。これは仮称です。私が勝手に付けたものですから。その条例の制定。これについては、前の議会で共通な認識に至ったというふうに理解しております。こういうことですね、その条例に対する基本理念。それと、今考えられている行政支援の内容だとか、制定の時期。こういったものについて、お伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：住民が共に支え合い、思いやりの心を共有する地域づくりを、どんな形で行っていくのかという視点があって、議員の御質問が多岐にわたってありました。一つは、若い世代が住み続けたいような実効性のある子育て支援策ということに関して、保育料の無料化ということが御意見としてございました。

保育料の値下げということについては、議員が触れていただいたとおりでございますけれども、現在の保育料収入を見ますとですね、年間2600万円から2700万円ぐらいと、こういった前後で推移をしております。これは今年の当初予算ということですから、減額をした後の計算になります。保育士の人件費を含めてということがありますけれども、この保育所運営事業にですね、9500万円ほどの支出が予定されているところであります。関連する国庫補助金の、子育て支援交付金。こういったものが500万円ということの歳入を見ましてもですね、保育料というのは2600万円から2700万円の、この保育料は非常に有意義な財源であるというふうに捉えておまして、したがって現時点ではですね、村長と相談をさせていただきますけれども、無料化までは、ちょっと難しいなということを、まず前段で申し上げさせていただきたいと思います。

しかし、触れていただきましたように、現在ですね、主に子どもの多い家庭や、障害を持っている子、あるいは障害者がいらっしゃる家庭への支援ということでは、所得による基準で分けさせていただいておりますけれども、第2階層の第2子保育料が半額と。あるいは第2階層の、ひとり親世帯、あるいは在宅障害の子、あるいは在宅障害者のいらっしゃる非課税世帯の保育料は無料化になっているということ。それから、第3階層の、ひとり親世帯、障害児、障害者がいらっしゃる家庭の保育料金を軽減措置をしたということ。また、同時に3人ですね、お子様が保育所に入所をされている場合の第3子保育料は無料と。こういったことで、本村でもですね、この保育は、どうしても外に出て働かないと、家計も含

めてですね、大変だという所には、保育の支援と。子育て支援という観点から、いろいろ御意見をいただきながら制度を作ってきているところでもあります。

これらですね、効果の検証を含めて、子育て世帯にとっては保育料金の多さ。あるいは無料も含めてですけども、ここに住むための、あるいは子どもを産み育てるための選択肢の一つだという認識も持ちながらですね、午前中の御同僚議員の御質問でも申し上げさせていただきましたけれども、今、実施をしているサービスだとか、支援策。これは決して他にですね、引けを取るものではないというふうに思っておりますけれども、しかし、少しずつ改善をしていくということで、実効性のあるものに近づけてまいりたいと思います。この保育料を無料ということに係わっては、このように御理解をいただきたいと思います。

たくさんありますけれども、引き続き、よろしいでしょうか。高齢者、障害者が生き生きと共生できるというか、そういった地域づくり。福祉施策の具体化と迅速化ということでお尋ねがありました。先般、6月5日ですけども、保健福祉、地域包括支援担当が中心となって、建築、企画財政、管財担当部署、さらには社会福祉協議会の事務局にも加わってもらいまして、まずは、3月議会でもお話をしましたように、生活の核となる住まい。仮称ですけども、福祉寮の構想について協議を始めたところがあります。

3月の議会で答弁をさせていただいた内容と重複しますが、これを核として、そこに住まわれる方や地域の方、御指摘の高齢者だとか障害のある方々共にという考えですけども、拠り所として集い、あるいは活用できる共有スペースを是非、設置をし、さらに見守りや相談機能を有した施設にしたいと。さらには、一時、あるいは短期入寮と。こんなことにも対応できないかという考え方で、現時点で地域包括担当が押さえている、利用が予測をされる対象者数の再予測も勘案しながら、将来を見据えた施設の設置場所を含めて、検討を開始をしております。

具体化、迅速化についての件でありますけれども、できる限り今年度中に、高齢者や障害者の方々、さらに御承知のように、ななかまどの会という、障害児をですね、子どもをお持ちの保護者の方々、それから意のある先生方がですね、中心になって設立をした、昨年8月にですね。設立した会もありますが、そういった関係者の方々からも御意見や要望をお聞きしながら、例えば、共同作業所的な就労の場も併せ持てないかというようなこともですね、構想に肉付けをして、平成26年度には、今お話を申し上げた福祉寮的なもの。この持つべき機能だとか規模、場所、建設財源をですね、勘案した具体の設計に取り掛かれるように進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、議員がおっしゃっている、仮称、思いやり条例の制定について、ということでもありますけれども、基本理念だとか行政支援の内容、それから、条例そのものの制定時期について、お尋ねがありました。議員の念頭ですね、おそらくと思いますが、奈井江町の、おもいやりの障がい福祉条例。これは全国で初めて、こういった視点で制定をされ、今年度4月から施行されたものでありますけれども、そこにある基本理念。障害のある人も、ない人も、平等で、お互いの人権が尊重される、ということを含めた4点のですね、基本理念がありますけれども、これは、奈井江町まちづくり自治基本条例の原則、考え方がうたわれているわけです。

3月議会で、関連して私もですね、全国にある総合福祉条例。これも参考に、というふうに申し上げました。結果的にはですね、調べてみますと、奈井江町とは、こういった言い方が適当かどうか分かりませんが、似て非なる部分が結構あってですね、どうかなと思いましたが、しかし、同じようにですね、土別市、石狩市の、福祉のまちづくり条例。道外では、三鷹市（東京都）のですね、健康福祉総合条例など、いくつかの先進地の条例を勉強させていただきました。

村に置き換えてみますと、村の責務だとか、村民の責務だとか、それから障害のある人の責務も含めて、暮らしやすい地域づくりや、自立と社会参加の

ための支援について、あるいは雇用の促進、就労支援も含めて、村、団体や事業者、関係機関、そして村民まで、それぞれが努力することを定めているわけです。このですね、こうした理念や考え方というのは、どなたも否定するものではないと思いますし、本村も当然、同じ気持ちでやらなければならないものだろうというふうに思っています。しかし、ここで学ばせていただかなければならないのは、条例制定に至る経過や積み上げが、先進地にはあるということなのであります。

奈井江町で申し上げますと、平成6年に、福祉元年というふうに位置付けまして、おもしろい明日へと。これを、まちづくりの指針、テーマとして掲げてですね、健康と福祉のまち宣言をしていらっしゃいます。そして、行政施策や民間事業が進める中で、これに連なる、子どもの権利に関する条例が、これはもう、保護者や町民や地域や事業所も全部、いろいろな地道な活動をすることによって、平成14年に制定されているんですね。平成17年に、そういった一連の取り組みが、考え方が包含された、まちづくり自治基本条例が制定をされて、その基本理念でうたわれている、障害がある人も、ない人も、互いに基本的人権を尊重し合い、共に支える福祉のまちづくり実現を目指すために、ということで平成24年度、仮称、福祉の増進に関する条例が、障害を持つ方々も構成をする障害者自立支援協議会で検討協議をされて、平成25年3月の議会で皆さんの同意を得て議決、制定されたということであります。

結論を申し上げますと、非常に、こういうふうに先進の所を勉強すればするほどですね、条例制定時期というのは、やはり難しいなど。経過だとか下地もなしにですね、こうあるべきという正しさを持って、上意下達式に、例えば、性急に作り上げてですね、なかなかこれは動き出すのに、住民の方々も含めて、理解をいただきながら、作り上げていくというところに、非常に難しいところがあるんじゃないかなという気がしました。

本村のですね、ななかまどの会。あるいは、身体障害者福祉協会。教育委員会が所管しております、特別支援教育連携協議会。それから、民生委員各氏

や社会福祉協議会等とですね、関係する方と、今年度より少しずつ、このための御意見の交換をですね、そういった場。要望をいただく、協議をしていただく場を、是非、作りながら、本村にも実は、御承知のように既存の、まちづくり理念条例があるわけですね。そこに掲げてある、健康と福祉のまちづくり条項というのがありますから、そういったものの具現化の視点で、少し時間を掛けて取り組ませていただきたいなというふうに思っています。

長くなりますけども、具体の福祉施策、行政支援を、どうしていくかということ。最後になりますけれども、前段でお話しました、住まいだとか活動の場づくりというのは、これはやはり計画的に進めてまいりますし、現在自主的に、先ほどからお話をしておりますが、動き出しておられる関係者の取り組み。これを大事にですね、村内に広がりを作り出すことを目指して、現在は後方支援の域にとどまって、保健福祉課がですね、窓口は今、やっておりますけれども、何とか関係部署が連携していこうと思っています。

雇用の場ということではですね、行政は、どう動くのかということにつきましては、3月の定例議会で議員の御質問にもお答えしましたけれども、村内事業所においてですね、一気に雇用ということではなくてですね、障害をお持ちの方の就労体験。これの受け入れについて御協力をいただける状況を探りたいというふうに考えておりますから、4月に商工会事務局に中継ぎ、御協力の相談をさせていただいた経過がありますけれども、今年度ですね、ななかまどの会の活動の柱の一つ、村内事業所さんや民生委員さんとの懇談が予定されていて、既に、もう一部始まっているところでもあります。こういった所とですね、是非、会議を、行政も申し入れをしまして、同じテーブルに着く形で連携をして取り組んでまいりたいなというふうに、ただ今、考えているところです。

その中で、今年度中に事業所への、例えば人件費助成等も含めて、条件整備について、行政としての支援策を村長に提案してまいりたいなというふうに

思っております。大変長くなりましたが、以上です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：午前中に、野村議員が子育て支援の質問もしております。その支援の効果という部分についても、若干触れられておりました。被るような条件でございますけども、国は日本経済を底上げする成長戦略というのを掲げた。とりわけ、女性の労働力に焦点を当てたもので、女性が働きやすい環境を整えて、25歳から44歳の女性の就業率を、現在の68パーセントから、2020年度には73パーセントに上昇させる目標を掲げた、ということが報道されておりました。今後2年間で20万人分、保育児童が見込まれる。さらに2027年までに40万人の受け皿。労働力が増える一助になれば。労働力の確保の一助になれば。そういった視点からも、各種の施策を総合的に講じていく必要があるんでないだろうか。

実は、6月13日に、NHKの『あさイチ』という番組がありまして、その中で、岡山県の美咲町。美しく咲く町。この子育て支援について放映されておりました。その中でですね、次世代を担う子どもたちを町の宝と考え、子どもを安心して産み育てる環境を整えることを第一として、様々な施策を打ってきたと。代表的には、生活支援事業として、3人目以降の子どもが義務教育を終えるまで水道料金の基本料金を助成したり、保育料は国が定める基準額の65パーセント。通常は75パーセントとされています。第1子が10割、第2子が50パーセント、第3子以降は無料。猿払村も平成24年3月に料金改定されて、同じ料金体系になったんでないかというふうに理解しております。非常に、ありがたい制度だというふうに理解しております。

それで昨年ですね、その効果ではないでしょう。これは前にも言ったように、生まれた数が40人という報道がされてですね、そして私、調べましたら、亡くなっていく方、自然減で37人。自然増が発生するというのは、こういう町村では他に類がないと。そういうデータが明らかになってきているんですね。いかに、こういう支援体制を充実することが大切な

のかという、これは一つのデータとして表れでもあるのではないかと、というふうに私は思っています。

実は今言うように、保育無料化により、保育料が2600万円から2700万円の収入があります。考えようですね。それを単独での効果で考えてしまうと、2600万円、2700万円という非常に大きな財源になります。こういう部分を地域振興だとか、商店街の活性化だとか、そういったものにつなげていく。そういう複数の効果を期待した取り組みで無料にしているというのが、北海道の市町村にもあるはずなんです。若しくは、あるとすれば、どこで、どういうことをやっているか、ちょっとデータとしてあれば、お知らせいただきたいと。

それと、次にですね、奈井江町の、おもいやり条例でありますけど、これは障害者だけの問題です。私が言っているのは、高齢者も含めての話でございますから、これは改めて、また話をしていきます。

それでですね、先ほどの続きになりますけども、岡山県の美咲町。平均的な子どもの数が、お母さんが1人に対して、子どもは4人から5人というんですね、平均的に。そういうことで、今、少子高齢化という、少子化という中では、とんでもない数字。4人とか5人ですからね。そんな所が今時あるんだろうかということ、びっくりした、ということですよ。

ですから、そういったことですね、同僚議員も同じことを言っていました。（聞取不可）いろいろな活力ある、まちづくりの上で若者が増えるということは非常に重要なことですし、幸せを感じる、いろいろな施策推進。他の町村がやっていないから必要ではないと、いろいろなことを考えないのではなく、他の町村がやっというが、やっというが、うちの地域にとって施策として重要だと感じたら、やはり、やっという勇氣を持たなければならない。

そういうことで一つ、この部分についてですね、例えば保育料の無料化について、そういった部分の他の市町村でも、北海道の中でも無料化にしている所はあるはずなんです。そういう所があれば情報提

供いただきたいと。一つずつやっていきたいと思
います。これについて、ちょっと。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：大変申し訳ござ
いません。道内の自治体で保育料を無料化にしてい
る所の具体的な資料は、現在のところ持ち合わせ
ておりません。調べまして提示をさせていただき
たいと思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：分かりました。そ
ういうことですね、普通、このぐらいのことは政
策的にやっている市町村は絶対あるというふう
に私は思っていますし、是非、調べてですね、そ
ういう事例も研究していただきたいと思いま
す。

それから、数年前から私、一般質問の中で継続
して、高齢者、又は障害者が安心して生き生き
と暮らせる地域づくりについて、問題提起をさ
せていただきましたし、提案もしております。基
本的な考え方という部分では一致してですね、
様々な政策が実行されているということも事
実でございます。しかし、居住環境の整備。各
種の福祉施設の整備。まだまだ立ち遅れの感
がある。

そういったことですね、高齢者の生きがいつ
くりだとか、障害者が当たり前に参加できる
仕組みを早急に確立すべきだし、現在進行形
というふうに理解しておりますし、一生懸命頑
張っていただいているということも理解しなが
らですね、実施のスケジュールだとか、そうい
ったことがあればですね、明らかにしていただ
きたいなというふうに思います。よろしくお願
いします。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：ただ
今の御質問にお答え申し上げます。実施のスケ
ジュールということですが、先ほどの副村長の
答弁とも一部、重複する部分もございますけど
も、個別の部分では、まず福祉寮ということが
、私どもが一番最初に考えている部分ござい
ます。これは先ほど、議員も公営住宅の関係
でも、いろいろ御質問されていた部分ござい
ますが、公営住宅も含めての住まいといいま
すか、私たちが取り組む部分につきまし

ては、高齢者、それから一部障害者というふう
に考えての福祉寮。これは、平成25年度中に、
いろいろ研究しながら平成26年度には何とか、
こういった福祉寮、それに付随するコミュニケー
ション施設という形で、平成26年度には見え
るように考えていきたいというふうに思いま
す。

また、はっきりしたことは申し上げられませ
んが、建設は、できれば平成27年度以降に、
早い時期に取り掛かれるように、という思い
で進めていきたいというふうに思っております
ので、御理解をお願いします。以上ございま
す。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：そういった形
で急いでいただきたい、というふうに思いま
す。

それで先ほど、副村長のほうからも答弁ござ
いました。奈井江町の例を出して、おもしろ
い条例というのですか。障害者に対するとい
う部分で理解しておりますけれども、猿払村
の条例を紐解いてみますと、介護予防及び生
活支援事業条例というのが制定されているん
ですね。介護が必要な状態に陥り、さらに
状態が悪化しないよう介護予防を推進し、自
立した生活を確保、必要な支援を行い、高
齢者の保健福祉の増進を図ると、こういう
内容が書かれています。

しかしですね、副村長、この条例を見ます
とね、あくまでも介護をされる側の条例なん
ですね。全部、される側の。当然だろうと思
います。主体は、やはり介護される側です。
大切にしなければならぬ。この意識につい
ては私も共通の認識ですから。しかし、介
護をする側の支援体制に配慮された内容で
は決していない、というふうに理解され
るんですけども、副村長、この介護福祉条
例を、どういうふうに捉えているか。内容
は、今、紐を解くというのは難しいのでし
ょうから。

ただですね、365日、24時間、在宅介護
をする側の立場に立ってですね、ものを考
えるべきだろうと思うんですね。この前も
新聞、テレビで放送されておりますけども
、介護の疲れから、不幸な出来事という
ものが随分、最近、頻発していますね。そ
して事件になるのは氷山の一角だろうと思
うんです。

予備軍というのが、もう相当数に上るんだらうというふうに思います。そして、ゴールが見えないんですね。精神的な重圧というのは、副村長、これはやはり、我々が直接の当事者でないから計り知れない、そういう部分があると思いますね。

しかしですね、介護される側にとっても、する側にとっても、特に、される側にですね、する側の精神状態をきちんとしてやらなければ、良質な介護というのは、できないのではないだろうかというふうに思うんですね。やはり心に余裕があって、精神的にも余裕があって、初めて良質な介護が提供できる。家族であってもですよ。そういう視点で、ものを考えていただきたいなど。そして、そういう支援体制を充実しなければならぬのではないかと私は思います。

そういうことですね、心身共に定期的に休養させることは、絶対に必要だと私、前の議会でも、これはやりました。そのときに、そういう条件も、いろいろ難しいけれども検討してみるというような回答を得ましたから、それはそれでいいんですけども、さらに一歩踏み込んでですね、介護している家族を孤立させないような、そういう体制というのが物凄く大事だろうと。それには、定期的な休暇を与えるべきだろうと思うんですね。

例えば、2週間に連続して二日間の休暇を与えるためのショートステイ。これを充実して条例にうたい込むとか、そういうことは可能ではないでしょうか。そういうことについての考え方については、副村長、どういうふうに認識されておりますか。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：過去にもですね、議員のほうから、ただ今の、介護をする側の視点に立った支援策ということで、何度も御意見もいただいていますし、御質問もいただいています。先ほど、私は、福祉寮の建設に係わって、今、担当のほうで構想を練ってくれているのは、一時、あるいは、そういったところに対応できるような寮ということも含めてということ、ちょっと触れてお話をさせていただきました。障害を持っていらっしゃる方。あるいは、想定としては高齢者としてはですね、独居

の方。そして、要支援で、本当に自宅では、なかなか住むのが困難になってきた方。そして、低所得の方という、そういった方々を対象とした福祉寮ということでの基本的な構想を担当では持って、相談をしているところです。

それに、常時入寮していただく方に加えて、一時的入寮だとか、そういったところにも対応できるような施設として、必要ではないのかということも含めて、内部では検討しているところであります。まだ具体的に、こういう形、ということの相談は、まだありませんけれども、しかし、そういうことも含めて、この福祉寮というのを、担当では構想として今、練っていると。

今おっしゃられた、家族の方がですね、どうしても定期的に、あるいは、用事があって手を離さなければならぬと。そういうときに、介護保険上のショートでは、なかなか対応が制度的に難しいところがありますから、どこで受け皿を持つかというところですね、今の福祉寮という発想もですね、抱えている問題があればあるほど、実は、そういうところを担当は今、構想の中で検討しているというところがございますので、これが具体化になるのは、構想が平成26年度ですね。設計に向けた具体化をしていきたいということですので、もう少し今の視点を改めてですね、担当にも押さえさせますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：副村長、今、私が言っているのはですね、福祉寮的な考え方が、ショートの部分もそこでカバーできるような、というような答弁もいただきましたから、それはそれで結構でしょう。しかし私はね、必要に迫られて、例えば、冠婚葬祭、いろいろな部分で、どうしても手を離さざるを得ない。そういう状況のときには当然でしょうということ。それは今の、やすらぎ苑のショートの中で対応できないわけではないんですけども、私が言うのは、定期的きちんとした休みを確保してやるという、そういう条件整備をすることなんですね。家族だから365日、24時間は当たり前だというような感覚は、やはり変える

べきだろうというふうに思いますし、ですから、そこをちょっと。その部分なんですよ。

何かあって対応しなければならぬ場合は、どうでも対応はできると思います。ですから定期的に、例えば2週間に1回、二日間連続で休みを取ってもらって、休養をしてもらおうと。それによって、在宅で介護する人のね、精神状態は、きちんと心身共に。そういう状態を確保してやりたいと思うんです。そういう意味で言っているんですよ。ですから、条例の中も整備するときは、おもいやり条例というのは、そういう視点も入れていただきたいというふうに私は思っています。定期的に、2週間に1回は連続して二日の休みを取ることを原則とすると。取る取らないは。しかし、取れるんだ、という条件で介護するのと、何かあったらやるけど普段は取れないんだ、という条件で介護するのは、自ずから精神状態が違うと思うんですね。

そのあたり副村長ね、条例という形の中で考えていけば、そういうことも網羅していただきたいなど。そんなことを考えているんですよ。そういうことを是非、配慮をしていただきたいなど。それが、前の質問のときも、ちょっと副村長とずれたのは、必要に迫られて、冠婚葬祭があって、どうしても行かなければならないから、外さなければならぬ。そういう状態でないですね。やはり、定期的に介護する側の心身共に、きちんとした休養を取らなければ、いい介護はできないでしょう、ということ。そういう視点で話しているのです、今一度そこだけ、ちょっとだけ。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：反問ではなくてですね、言っていることは私も十分理解しているつもりなんです。条例の中で、例えばですね、猿払村にあってですね、介護をしている御家族の方は、今おっしゃられるように、定期的に。取りたいときも含めてですね、定期的にきちんと取れるような条件付けをするものとする、というふうに、これは画期的なことだと思えるんですけども、そういう精神を、理念を。これはもう理念ではないんですね。そういうふうな条例の中にうたうということは、そのため

に何をするか、ということですので、非常に、そこで、私は難しいところがあるだろうと。

したがって、そういうところでも、そういう希望に、あるいは、定期的に何とか取ってもらおうような手立てをするためには、いろいろな調整が必要です。自由に、そういう対象者の人を、いくらでも出てきても対応できますよ、ということは、これはもう現実的に無理な話ですから、今ある施設だとか、次に作ろうとしている施設、あるいは病院、医療機関。そういったものを含めて、そういうような体制が十分取れるような仕組みを作っていくというのは、考え方なんです。

おっしゃられる、やはり定期的にでも休養は取らないと介護者は大変だと。そういう村づくりであってほしいというのは、もう重々、私も分かっているつもりでありますけれども、理念だけではできない。やはり、そのための条件整備として何が必要なのかということを考えていきますと、そういった受け入れのための、空いている施設、設備、それから、今ある所の有効活用のための工夫をしていくと。これがやはり一番大事なんだろうというふうに思っております。

ずれている、というのはですね、思いは同じなんだけれども、具体的に、それをどうやっていこうか、というところの施策をですね、一つ一つ、今、こういうものを増やしながら、そこに辿り着きたいという思いであります。御理解いただけるよう、お願いいたします。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：今、施策として何をやるか。やるものは、条件的には、たくさんあるんですね。複数の施策があると思います。その中で、何を選択するのか。何が急がれるのか、というのが、私が言っていることなんです。それと、今言っているのは、介護している人の立場だけではないんです。される側も同じことなんです。やはり良質な介護を、きちんとできるような条件整備が大事だということを言って、いろいろな政策、施策があるけれども、今、これが急がれてるよ、ということを私は主張しているんです。そこは、ちょっと理解し

ていただきたい。また改めて、これについては議論したいと思います。そこは、とりあえず今回は、これで終わりますけどね。

それですね、次、障害者について、ちょっと質問したいと思いますけども、5月20日にですね、NHKの報道で、障害者が、ある施設ですね、年間1.5倍のスピードで障害を持っている方が増えている。これは、ある施設ですけどね。どことはNHKでは報道されていなかったんですけども。それで、ちょっとお伺いしますけども、その中でですね、特別支援学級の教室が足りない。そういう報道がされていましたね。そういう問題も、かなりこういう所にあると。廊下を活用したり、音楽室を活用したりと、いろいろな形でやっているようですけども、猿払村において、ハード、ソフト面において、教育環境というのは、教育長、これはどうなっているか。それをちょっと、お伺いしたいなど。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：年間1.5倍の増という、前に報道がされておりました。猿払村の統計的な倍数ははっきりはしませんが、増加しているだろうというふうに感じられる、というふうになっているのは事実でございます。重度化ではなくて、軽度発達の問題での問題での広がりが多くなっているというところでは、数的なもの、他の所と同じように増加してきていると。

ハードの部分の関係ですけども、昔、学校を建てた頃には、そういう状況では、あまりございませんでしたので、実質、その分の教室はございません。ただし、この村のほうでは、いろいろな形でスペースを作っていましたので、そのスペースを分割したりしながら活用しているという状況でございます。それが全て良い状況なのかどうか、ということでは、まだ工夫の余地はあるかな、というふうに思いますけども、そのような状態です。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：分かりました。そのあたりですね、逐一、状況を把握をして、足りない所を補っていくというような、教育長、そのあたり

の配慮を十分に、現場と連携を取ってやっていていただきたいと、要請しておきたいと思います。

それとですね、これもテレビでの受け売りですけども、知的障害者の、家族を含めて、本人の将来不安というんですか。自分が亡くなったら親はどうなるんだろうか。親は、自分が亡くなったら、この子はどうするんだろうか。先の見えない不安に駆られていると。これもテレビの報道です。安心した暮らしができる環境整備というのは、やはり、そういう意味からも、不安を取り除くという意味では急がれると思いますので、発想をですね、変えて一つ、手早い対応という部分で要請しておきたいと思います。よろしくお伺いしたいと思います。

それと、昨日ですか。道新に出てましたね。障害者の施設ブランドを創造、というタイトルですけども、豚肉の加工、販売。従来の発想の転換事例というような部分で。こういう部分も、やはり、我々、検討に値する事案だというふうに思いますが、一緒に、共に、考えていただきたいなどと思います。

それで最後にですね、時間がありませんからアレですけども、保健福祉課長に、村の知的障害の部分で、二十数名の方がおられまして、村外で暮らしている人たちの意向調査とか実態調査は、どうなっているかということで、進捗状況について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：荒井保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒井輝彦君・登壇）：ただ今の御質問にお答え申し上げます。進捗状況というふうに言われますと、非常に申し訳ない言い方ですが、はっきりとした数字は申し上げられませんが、一部、口頭で聞いている方もいらっしゃいます。ただ、その他に、内部で、保健福祉課職員が、既にこういった事例であるというふうな、事案であるという施設に入っておられる方の状況も聞いておりますので、そういった方に対して、改めてお伺いするということ、どうするかというところで、まだ動きを検討しているというところでございます。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：どういう需要があるのか。ニーズがあるのか。本人は、どういうふうに感じているのか。家族は、どういうふうに思っているのか。そういう思いと実態を掴まなければ、対策の打ちようがないんだと、私は主張しているんですね。そういう意向をきちんと把握した上で、こういう対策を取ります、というのが出てくるんですよ。それを掴まないうちは絶対に出てこないはずなんですよ。単なる、さっきの言った、福祉寮。思いつきでやったんだけど、実態に、需要に合わなかった。そんなことが、あり得ますね。ですから、そういうものを十分調査して、早く やっていただきたい。そんなふうに思います。

それで最後、この問題についてですね、副村長にお願いしたいんですけども、これもね、高齢者だとか、障害者、子どもも含めてね、住民同士が支え合う、そんな地域づくりというのが理想でしょう。副村長も言っていますよね。村長もね。そういう地域を作るというのには、ある程度、決まり事があって議論するということがなければ、できていかないんですね。そう思うんですよ。議論もなしに、そういうものを、ただ条例を作りました。だから、それに従います、と言っても、何の血の通ったものにならないということなんです。ですから、たくさんの議論をして、住民も常にそういう意識、弱い者をかばい合って生きていこうよ、という思いを持たなければ、できないと。これは副村長も言っていますね、自分でもね。私も全く同感なんで。そういう地域づくりのために、何とか頑張っていたきたいと。

それと、いろいろな福祉施設の整備、ハード面の整備をするといっても、どんな資金目処でやったらいいのかなんていうのは、全く分かんないわけですよ。もしも仮に、NPOを作って、それを何とか推進していこうといっても、資金の目処も全く何もないという形にはならないはずなんです。そういう面での要綱もね、このぐらいは施設整備についての（聞取不可）という、そういうことも一つ、早急に検討していただきたいと、要請しておきたいと、思います。

それで、次にですね、都会を離れて地方で生活したいだとか、社会に貢献したい。人とのつながりを大切にして生きていきたい。自然と共存して自分の手で作物を育ててみたい、などなど。今、様々な理由で、都市住民は地方に注目している。人口減少や、高齢化が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくこと。これは、総務省のホームページに、そう書いてありました。地域おこし協力隊についての目的でございます。これについての可能性について、どう考えているのか、お伺いしたいと。そして早急に、積極的に推進を図る考えはないのか。さらに、集落支援員についてもお伺いしたいし、移住、定住施策、これについても考え方を伺いたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。まず、地域おこし協力隊についてお答えします。現在、地域おこし協力隊の募集活動を始める準備しております。それは、地域おこし協力隊に、本村で、どのような活動に携わってもらうのかを整理し、地域おこし協力隊設置要綱を定めております。要綱の中で、対象となる人や活動内容、順守事項、村の役割などを示しています。具体的には、各課と協議の上、活動内容を整理しますが、10月からの採用に向け、募集を予定しています。また、身分は村臨時職員と同様と考えており、当面は農林水産業の振興や支援活動、観光特産品、その他の地域資源の発掘及び商品開発活動などと考えております。

次に、集落支援員についてお答えいたします。集落支援員の活動は、集落の点検と課題の整理など、目配りが主な活動と考えています。自治会長や役員又は班長の方が担っている活動と重なる部分もありますので、導入については、地域と協議をしながら、検討してまいります。ただ、役員や班長がしっかりと機能している地域には、必要ないかとも思っております。

移住、定住対策についてお答えいたします。移住、定住対策は、人を増やすという面で、重要なものだと考えております。ただ、お試しなどの施策にとどまらず、本村は定着していただく基盤がしっかりあると考えておりますので、先ほどの質問にもあった労働力対策として、企業や法人などへの村外からの通勤者や、Uターン希望者なども含め、住宅対策をどのように進めていくか検討していきます。あわせて、様々な機会で猿払村の良さを、しっかりPRしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：この制度については、同僚議員も数年前から2回、又は3回、こういう質問をされていたというふうに記憶しております。あまり前を向いた答弁をいただけなかったというふうに理解しておりますし、私も、この事業については、すこぶるインパクトがある事業なんだなというふうに。実は、これもテレビの報道等で、喜茂別町という所が一番最初ではなかったのかなというふうに思いますけども、これもテレビでの情報で、非常にいい事業だというふうに思っていました。同僚議員の質問に対しても、しっかり やって、何とか実現してもらいたいな、というふうに思っていたんですけども、あまり進んでいかなかったというふうな記憶がありますけども。

それです、これは、2009年度に総務省の肝煎りで創設された。都市部の若者らを過疎化に悩む山村に招き、農林漁業や地域商品開発などに従事してもらい、地域の活性化につなげ、隊員の任期終了後の定住も視野に入れる、というものです。調査によると、2009年から2011年までの3年間の任期を終えた隊員、男女100名。そのうち、若者は過半数だそうです。そのうちですね、任期終了したあともですね、67名が、約67パーセントがですね、そこに定住を、居付いたというようなデータも公表されております。移住、定住というような部分での効果も、やはりこれは、もの凄い効果があるもんだなというふうに思います。

もう1点言わせていただければ、地域活性化の主役は、地域の住民。これは基本的な原則で分かりま

すけども、人材も地域の中で育成して、育てていくというのが理想だと、十分に承知しております。しかし、小規模自治体、地域の中では、企画や立案だとか、地域内の調整、事業実施における人材を揃えることは、なかなか難しい。そういうことで総務省も、外部の人材が地域にもたらず、よそ者という定義で考えていけば、今まで我々が、ここに住んでいて当たり前だと思っているものを、また違った目で見れるという効果があるんですね。地域の魅力。我々が考えていなかった魅力は、こういう面で凄い魅力があるのではないかと、よそ者の視点で見れる。そういう効果ですね。

それと、活動の場だとかというのは、燃えてきているわけですから、そういうものの切っ掛けは、どんどん具現化して、具体化していつくれる。

それと、もう一つ言わせていただければ、よそから入ってきて、我々は情報の受発信が、なかなかできないんですよ。そこが我々の苦手なところで、そういうものを補ってくれるんですね。アンテナとして活用できるのではないだろうか。地域の再発見や創造に、強力なインパクトを与えると。そういう思いでありますので、これは積極的に推進すべきだと思います。もう一度、意気込みについて、村長、お願いします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：繰り返しになりますけども、これらの制度を十分に活用してですね、地域の活性化に努めてまいりたいなと思っております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：それでは、時間もありませんので最後になりますけども、集落支援員というような部分で、実は、集落支援員といっても、その集落の捉え方、押さえ方にありますけれども、猿払村でいっても、集落がたくさんございますけども、限界集落と。失礼かもしれないですけども、そう言われて、それに合致するというような集落も、ないわけではないと思うんですね。

しかし、現状で我々は、どういう押さえをしているんだろうか。その集落の行く末がどうなるのか、先が全然見えない。かなり高齢化もしております。

何とか、あまり話題にしないで、そのままいってくれることが、というような、そういう思いもないわけではないんですね。しかし、抱える課題というのは、そうではなく、我々は勇気を 持って踏み込んでいく、という必要もあるんでないかなと思うんですね。最悪ですよ。どうしても集落維持が難しいとするならば、再編成、移転ということも、やはり視野に入れなければならない。勇気を持たなければならない、という時代になっている。

それと、その集落の中で、やる気があれば、何とか地域維持したいということになれば、強烈なバックアップをしていくというような、両方の施策を考えていかなければならないと。

そういう意味でですね、私は集落支援員というような部分では、地元からではなく外部の人間ということで、あくまでも考えておりますけども、やはり新たな視点で、活性化の振興策だとか、それと、村の地域担当職員ですか。そのあたり、地域担当制が、果たして、きちんと機能してるのかなと、振り返ってみる必要もありますでしょうし、そういったものと連携して進めることによって、プラス効果というのが期待できないだろうか。まだまだね。そんなようなことも考えていけば、可能性も結構あるのではないかと、というふうに思うんです。

それで、猿払村の悪い条件。それとか、できない条件。難しい条件ばかり羅列しても意味ないんですね。いいところもあるはず。稚内空港から 1 時間の範囲。絶対いい条件ですね。気候が悪い。寒い。他にない条件ではないですか。それをプラスに考えることぐらいの発想転換。そういうことで、マイナスをプラスに変えていくというような逆転の発想と考えると、可能性というような部分は、まだまだあるような気がします。それに対する、ちょっと一言で結構ですけども、あれば。

それと、宗谷総合振興局管内で、てっぺん移住というのをやっています。浜頓別、中頓別、豊富、稚内市。何か、いろいろやっていますけど、猿払村は何もなしですね。そういう面で、もう少し目を向けていただきたいな、というふうに思います。これに

ついて、村長でも副村長でも結構ですから、何か一言ございましたら、お受けしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：集落支援員に係わってですね、議員のほうから最後のほうでお話をいただいた、村の地域の可能性を探る、地域そのものですね。今は、こういう状況だけど、本当に、もう、あとはないのかという、そういった部分はですね、集落の点検、あるいは課題ということで、今おっしゃられている、集落支援員というところの活動というのは非常に、そこにも大きな活動のがありますけれども、あわせて、職員も地元に住んでいるわけですから、探ると。

これは今、村が時限で、今年度一杯ですけども、やっている地域担当職員制度。これもですね、やはり、そういった視点で地域に入ると。地域を見ると。地域と共に活動をする、というところを、今一度、職員にもですね、きちんと理解を求めて、本当に高齢化の地域は、何もできないんだろうか。もう可能性はないのか、という視点もですね、あわせて、十分探るような努力をしたいと思っております。

○議長（山須田清一君）：眞田君。

○議員（眞田勝也君・登壇）：いろいろな課題を挙げて、質問させていただきまされたけれども、必要な、又は考え方として、必要な認識というのは、共通した認識になっている部分もあると思っておりますけども、やはりスピード。それだとか、基本的な考え方の整備を、きちんと交通整理をしていくということが、やはり大事になる。それと、職員同士の横の連携。そういうものを整理していかなければ、できる事業もできなくなる、というようなこともあります。それとまた、迅速化を求めても、なかなかスピードが上がらない、ということになりかねない、ということもありますから、そのあたりの交通整理を一つ、しながらですね、積極的な事業実施を期待して、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山須田清一君）：ここで2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番、小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：質問通告書に基づき、2項目4点ほどに質問をさせていただきます。午前中、午後と、同僚議員が同様の質問をされたので、抽象的な質問ではなく、より具体的にお聞きしたいと思います。

3月の定例議会、この場におきまして、人口増や人材の確保等の質問をさせていただきました。既存の産業のさらなる振興。過去の産業の復活。また、新エネルギーやバイオマスなどの、新しい産業の創出をして、それによって、人口増や人材確保、村の活性化を図る、というような質問を、この場でさせていただきます。今回は、直接的に村に人を呼び込み、移住対策等、直接的な人口増を図る質問をさせていただきますと思います。

産業の創出や、産業の復活、振興等での人口増は、村長もお分かりのとおり、一朝一夕で、今年から産業が創出されたからといって、来年、再来年と、人口が増えるわけではないと私は考えます。少ない人数ではありますが、移住という点に限って施策を行えば、早ければ今年度からでも、遅くても、様々な対策を打つことによって、来年度の4月1日からでも人口増を望めるのではないのかと考えたところでございます。

北海道では、各市町村を取り巻きながら、様々な移住対策について、積極的な施策を展開しております。猿払村の人口を増加させるために、直接的な移住対策が重要と考えて、移住に関しての村の考えをお聞きします、という質問ではありましたが、先ほどの同僚議員の質問で、考え方については、お聞きしたところでございます。

より具体的な質問で、北海道には、平成17年に、北海道移住促進協議会というのが発足されております。この協議会に、現時点で猿払村は参加している

のか、していないのか。その辺も含めながら、考え方とともに、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。先ほどもお答えいたしましたけども、移住対策は重要なものと考えております。協議会につきましては、今年から参加しております。本村はですね、働く場所、その基盤はあると考えますので、第一線を退いた年代の方も、村の産業への労働力となる年代の方たちも、受け入れるための場所、住宅対策等をですね、移住対策も含めましてですね、どのように進めるか、庁内、関係団体などで協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今年度、平成25年度から、移住促進協議会に加入しているということで、多分、今、道内で100市町村を超える自治体が加入していると考えます。様々な情報発信が考えられる中、この協議会に参加して、まだ2か月ほどというのはありますが、昨日、移住・交流案内ということで、村のホームページを見させていただきました。ワンストップサービスで、財政企画課企画係の担当がいるよと。村のセールスポイントも、文章で書いてはありました。住まいの情報や、安心して暮らす情報。観光イベントとかのホームページ等もありますが、他の促進協議会に加入している自治体と比べると、苦言を呈するようですが、非常に見劣り感があるものでした。4月から入っているということをお聞きしました。より迅速に、このホームページの充実を考えます。

移住対策は、こういう村からの情報発信が非常に大事だと考えます。ホームページでの積極的な誘致活動や、移住、田舎に暮らすことの不安を解消するためのパンフレットの作成や、様々な形で村の特産品が、今はネット上で販売される時代です。うちの村の企業を通してながら、ダイレクトメールの送付。それと、様々な住宅関連の情報サービス等が重要ではないかと考えるところです。村長を始め、担当課長に、4月から入ったばかりといっても、2か月も過ぎました。このままホームページだけのお

知らせだけで済むのではなく、積極的な施策を、と考えるとありますが、この 1 年間の活動に関しての方向性、また具体的な事例について、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：坂本財政企画課長。

○財政企画課長（坂本秀喜君・登壇）：お答えさせていただきます。正式に、この移住促進協議会に加入したのは今年度からでありますし、先日、総会で承認が認められました。総会自体は5月、確か20日過ぎという形になっております。その後すぐ、5万円の負担金を払って、正式に活動を始めているところとす。

今、御指摘にありました、ホームページについてです。内部でも、中身についての充実を検討しているところでもあります。各議員から、いろいろと御指摘を受けるのかな、というのがありますけども、実は、受け入れとなる場所が、しっかり定め切れておりません。ちょっと暮らし等を含めて、移住を受けるためには、もちろん、雨風凌げる建物。靴一つで生活ができるような家財道具。茶碗等も含めての整備が必要だということもありまして、先ほど来の御質問でも、村長の答弁もありましたとおり、住宅の確保も含めて、庁内横断的に会議をしながら進めていきたいというふうに 思っています。その結果を基に、具体的な住居の提供等を踏まえて、よりホームページの充実を 図っていきたいというふうに 思っています。

私、財政という立場で、これまで、このお話をさせていただくときに、どうしても順番として考えている点がありました。費用対効果ばかりを言うつもりはありませんけども、どうしても今、公的な住宅で空いている所。すぐ住める所が、やはり優先順位として一番高いのではないかと、いうふうに最初に 思っております。2番目に、多少の手直しで住める環境になるような所。その後、先ほどの眞田議員の御提案にもありました、各種施策のほうにつなげるのがスムーズなのかな、というところを 思っていたものですから、なかなか 進んでいないという現状はあります。

早急に各部署、課長さんに集まっていただいて、具体的な住む場所の検討をさせていただいて、くどくなりますけども、ホームページの充実も含めて進めていきたいというふうに 思っています。以上です。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：非常に、ちょっと厳しい言い方をしてしまうのかもしれませんが、4月から移住促進協議会に入って、移住者を募集するんですよね。それで根本的に住む所がないというのは、非常に厳しい条件での。元がないのに、移住を一生懸命頑張っていこう、というのは、非常に悲しい施策かなと 考えるところとす。

定住や移住もしなければいけません、私は、観光も絡めて村を体験していただくということも可能ではないのかなと。その方々が、世帯でも個人でも、課長の話だと、1か月なり2か月なり住む所が確保できなければ、という考えの元での、その発言だと思ったんですけど、私としては、民間のホテルや旅館に、二泊三日程度住んでいただいて、猿払村に住む経験。猿払村とはどんな所かな、という経験をしていただくとか、それとか、農村環境改善センターにある設備、老人憩いの家を使わせていただくとか、二泊三日、夏の間であれば、公営住宅、職員住宅等も使えない建物もないと 考えます。

いきなり2か月も3か月も猿払村に住んでもらうというふうに 考えるのではなく、観光とも絡めながら、午前中に同僚議員の質問もありましたが、二泊三日で猿払村を体験していただく。名所旧跡を見て歩くだけではなくて、それによって、毎年のように猿払村に、三日が1週間になり、1週間が1か月になり、というような、そういう観光、移住、定住促進制度の施策があつていいのではないかなと 考えます。

ここで、今のは提案であります、2番目の質問に移らせていただきますと、3年ほど前から、定住促進対策として、持家住宅助成金や、昨年度からは民間賃貸住宅助成金制度という形で、村民に対しての助成制度は充実していると私も考えておりますが、村民以外の方が、この制度を使うとなると、持家住宅助成金という形で、住居を持たなければ、この制

度は使えない。いきなり村外の方が、この猿払村に突然来て、住居を構えることは、多分、考えにくい制度だと考えます。

より簡単かどうか、気軽かどうか、本当に1年間、もし猿払村に肌が合わなかったら、簡単に元の自分の故郷に帰れるような、そんなような軽い気持ちで来れる助成制度みたいなものを考えられないかなと思って、私は2番目の質問を、ここに書いたつもりでいます。他の町村でやっていない、気軽にご利用できる助成制度。そのことについて、これから、今年、この協議会に入ったわけですから、ちょうどいい機会だと考えます。そのことについての考えを、お聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。答弁というよりも、ただ今の質問の確認にも当たりますけれども、一応、答弁いたします。移住、定住促進に対する助成制度につきましては、猿払村内に持家住宅を新築する者に対し、経費の一部を助成することにより持家住宅建設を促進するとともに村外からの移住を推進し、定住者の拡大と福祉の向上並びに地域経済の発展に寄与することを目的に設定された、猿払村持家住宅建設促進助成条例に基づき、平成21年度より実施しております。

この助成の対象者は、村民は元より、議員もおっしゃいましたけれども、村外からの移住、定住の希望者で、村内に持家住宅を新築する者に対して、村内の建設業者で施工した場合に200万円、村外建設業者で施工した場合には50万円を、それぞれ助成するもので、平成23年度からは、北海道が定める耐久性や機能性に優れた、北方型住宅仕様での新築を条件に加えたところであります。

平成21年度からの制度利用状況であります、延べ34件で5900万円を助成しており、その内訳としまして、村内業者での施工が28件で5600万円、村外業者での施工が300万円となっております。また、今年度は10戸の新築が村内で予定されており、そのうち助成件数7件に対し1400万円の助成金を見込んでおります。

これまでの経過を見ますと、村内業者での建設が全体の6割を占めていることから、条例の目的であります、定住の促進と地域経済への波及が一定程度図られていると思われませんが、移住による村民以外の助成制度の活用がないことが、大変残念に思っております。村ホームページでも、定住される方への助成金の活用をPRしていますので、多くの方に利用していただきたいと思っております。

この条例が平成25年度限りとされていることから、これまでの実施効果や問題点を検証した上で、早急に村の素案を示し、議員の皆さんとも協議させていただき、持家住宅施策を、より充実したものに、次年度以降も継続していきたいと考えております。

村民以外への助成制度を創設し、移住を促進することの御質問であります、移住に関しましては当面、政策空家の公営住宅を修繕しながらの受け入れができるのかどうかを検討するとともにですね、助成制度の創設や、受け入れ体制について、各課横断的に連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：先ほども提案いたしました、この助成金制度では、村の方々が多く利用していると。私の記憶だと、移住という面では1件だけ村外からの方が、この制度を利用したのがあるのかなという記憶がございますが、この施策は、なかなか村外の方が利用するのは厳しいと私は考えます。今年4月から入った促進協議会の中では、いろいろなホームページやパンフレット、体験ツアーや体験施設等を加えた各市町村が載っております。前例のある市町村を参考にしながら、是非、今年一年ですね、いろいろな形で研修をさせてもらいながら、勉強をしながら、来年4月からは実施できるような形で、この施策を進めていっていただきたいと思っております。

促進協議会の中では、年に3回ほど大阪、東京、名古屋と、実際の自治体の担当者が出向いて、移住相談フェアや、移住相談に乗っているという記事も載っております。パンフレットだけ配っても、なかなか、こういう移住というものに関しては進まない

のが現状だと私は考えます。是非、村の職員や民間、Iターン、Uターンした村民を包めながらですね、東京、大阪等に出向いていただいて、移住促進を図る施策を取っていただきたいと思います。

次に2項目目の、障害者の社会参加、就労機関の創設について、ということについて、この質問に対しても、同僚議員が先ほど質問しました。私も、この就労機関や、この支援制度等に関しては、4年ほど前から、この場で何回も質問させていただいております。内部のほうでは、様々な形で検討会があったり、会議があったりと、進んではいたとは思いますが、目に見えた進展がなかったというのが、私は事実だと思います。その点、昨年度、この頃よく耳にする、ななかまどの会というのが創設されました。これが大きな切っ掛けではないかと思ひまして、この場で質問させていただきます。

私は、この質問に関しては、若年者の障害を持った方々が、この村で就労機関に住めないか、とか、住みながら就労できないか、ということについて質問させていただきたいと思います。障害者の方々が、この村に残るためには、働く場所が絶対必要だと、この場で何回も申し上げてきました。今、一つの新しい団体ができました。先ほどと同様の質問になるかもしれませんが、村としての支援状況について、より具体的に、こんなような形ができないか、という話をお聞きしたいと思います。

私の一つの提案です。前回も、この場でお話しさせていただきましたが、今、各学校には、村の予算で支援員という形で、様々な方々が支援の形で入っておりますが、私の見在目では、言葉は悪いかもしれませんが、それに特化した支援員ではありません。一住民が支援として入ったり、教職経験者が入ったり、ということでございます。今、この障害者の方々が支援するということは、全国的にも増加傾向にある、様々な形で国の制度や道の制度等があります。できれば私は、プロの方々が何名か村職員として採用し、その方々の中で、村民皆がボランティアだったり、有償だったりという形で、私は、こういう村の支援状況ができないかなという考えであります。

す。そのような具体的な提案に対しての考え方を、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：ただ今の御質問にお答えをしたいと思います。議員は、特に在学中の障害をお持ちのお子様が、ここにいる間に、あるいは、ここを卒業したときに、引き続きこの村で生活できるという、そういった視点での御質問だと思いますが、あわせて、今、配置を。これは教育のほうですけれども、学校に配置をされている支援員。これは村の、いわゆる専門の職員ではない、という形の中で、今後もっと専門化をした配置が必要なのではないかという、そういった御質問だと思います。

教育の中で、今、教育長がいらっしゃいますから、多くは私のほうでお話しはできませんけれども、いわゆる学校での生活支援が中心というふうに押さえておりますけれども、議員がおっしゃったのは、もっと生活全般、卒業してどうするのかというところも含めた、専門の職員が村職員として配置が必要で、そして関係者と共に専門的な立場から動く必要があるのではないか、ということだと思いますから、そういったところをですね、是非、教育委員会とも、それから村長のほうともですね、相談をしながら探っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今、副村長にお答えいただきましたが、最初は、保育所、小学校、中学校と、その中においての様々な支援の形があると思いますので、まず、そこから始めていただいて、最終的には村で就職ができる、就労ができることができるのが、私は村にとって最大のメリットになるのではないかなと考えます。

先ほども同僚議員から、特別支援学級の件について質問がありましたが、きょうの道新で、特別支援学級の入学者と、道内の中卒者のグラフが出ておりました。2004年から2013年までの間に、中卒者は1万人以上も目減りしているにも係わらず、特別支援学級の入学者は右肩上がりに1200人強ぐらいの多さになっているという情報でありました。

それによって高等養護学校が分校を作って受け入れるというような形の記事でございました。

この辺は教育長は専門でありますから、これからも支援学級の割合は、6パーセントから7パーセントの割合であると言われております。今もし、拓心中学校が七十何名であれば、これからも平均5人くらいの、そういう子どもたちが。平均ですから、それは何とも言えませんが、その方々が残っていたりするような施策を。いかんせん、ここには高校がありませんので。養護学校もありませんし、1回は管外には出なければなりません、その子どもたちを迎え入れる施設が絶対あるべきだと、私は考えます。

そこで2番目の質問ですが、今、ななかまどの会ができました。それには、私たち民間業者や行政、それに伴う、親の会ではない支援団体が必要だと、私は考えます。それがNPOになるのか、任意団体になるのか。多分、そういう子どもたちや、就労したいという方を受けるときに、一民間業者が受け入れるというのは、非常にリスクを背負いますし、また、その就職した子どもたちに対しても、この狭い猿払村の中での就職ですから、そういう意味ではデメリットもあると考えます。

受け入れ施設が一つあって、その子どもたちだったり、若者だったり、職場、職業を定期的に回れるようなスタイルだったり、自分に適した仕事は何かなど。水産加工だったり、建設業だったり、製造業だったり、農業だったり、いろいろなことが考えられると思います。そのような、これからはNPOか、支援団体か、そういうものが、行政と民間として作ることが、私は理想だと考えます。この辺の現実的なことに関して、村の体制づくりについて、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：先ほどの支援員の話も含めて、お話をさせていただきたいというふうに思いますが、資格を持った専門的な知識を有しながら、子どもたちの発達に適切な支援をしているというような人物を、ということ、将来的には、やは

り必要なことになってくるだろうというふうに思います。

現在は、そういう意味では、御指摘のとおり部分もありますが、発達に熟知した大学の教師もですね、入っていただいております。その中で、そこで学びを通して、教職員自身の教師力も向上させながらですね、そういうことに対応していく力を育てていきたいなということで、今年度から北星大学のほうの先生に入っていただいているわけでございます。そういう意味では、そこでの教師力向上が、子どもたちの将来を生きる力を構築していくものではないかな、というふうに考えているところです。将来的には、先ほど副村長が話した形で見据えていければいいかな、というふうに思いました。

支援団体の考えということは、おっしゃられることは、高校というか、高等養護を卒業したあとのことを御指摘されているのではないかとということで、お答えさせていただきますが、障害を持たれる方々も、この村に残れる。安心して住める。これが大事だということ、今、高等養護学校のほうは、いろいろな分校等を含めて、自立できるための教科を増やしていると。倍率が非常に高いです。そういう意味では、なかなか入れない所の子どもたちもいるということで、道もですね、学級を増やすと、先ほど議員がおっしゃられたとおりの動きになっているようですけども、そういう、明らかに障害種別がはっきりしているという場合については、そういう所の進路もありますが、軽度発達障害の関係については、なかなか、そちらのほうに入ることはできません。ですから、普通高校への進学になっていきます。

そうすると、普通高校への進学だと、そこについての配慮というのは、なかなか難しいものがあって、人員的にも配慮されておりません。そういう意味では、なおさらのこと、高校を卒業したあと、相談ができる、そういう場や、組織が必要なんだと思います。それが、今いる子どもたちが卒業するころまでに、醸成されていかなければならない団体の一つであろうと。そして、今、議員がおっしゃったような支援団体の関係でいけば、稚内、それから豊富では、職親の会ということで、皆さんにも御存じの

とおりの会があつて、そういう中で、就職も含めて、そして、こういう弱さを持っている子には、こう接すればいいんだという、そういうアドバイスができるような、そんな機関や団体が必要になってくるんだろうと。

それは、これからの子どもたちの動向も含めて、そして、これから増えている。何をもって増えているかというのは定義のところは難しいので、先ほど、私は増えているように感じる、というように話しましたが、そこも含めてですね、そういう状況を構築することが、一番安心して住むことができる村を作っていくのではないかと。その一番の要素は、やはり村民が、それぞれお互いのことを知り、お互いを思いやる心や、共に育つというところをですね、大事にしていく村の風土 なんだろうなというふうに思います。そんな形で今後のことを考えているところです。以上です。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今現在、村には知的、精神、身体、その他の障害者を含めて、村外にいる方も含めてですけども、100名を超える方々がいるという情報であります。今、教育長の答弁にあつたとおり、そういう支援団体を、いち早く醸成することが、私は本当に、この方々が村に住んでいただく第一歩と考えます。

とかく私たちは、様々な障がいを持った方々を見るときには、何もかもデメリットがあるような形で見てしまう傾向がありますが、この場でも話させていただきましたが、一つのことに関してはデメリットだが、この子に、この仕事を預けたら誰よりも真剣に、素早く、メリットに変えて仕事ができる。例えば木工だったりとか、パソコンへの単純入力作業だったら、私たち健常者よりも全然早くできる、という子もいるという話も聞いております。できれば、そういう子の特性をいち早く掴む専門の支援員を村に招き入れ、就職していただいでですね、今、教育長が言ったような支援団体が早くできることを望んで、私の質問を終えたいと思います。

○議長（山須田清一君）：これで一般質問を終結いたします。